

平成15年3月5日

1. 出席議員

1 番	水 頭	喜 弘	13 番	田 中	教 英
2 番	橋 爪	敏	14 番	青 木	幸 平
3 番	光 武	勝 利	15 番	中 村	清
4 番	山 口	瑞 枝	16 番	谷 口	忠 雄
5 番	中 村	雄一郎	17 番		(欠番)
6 番	橋 川	宏 彰	18 番	小 池	幸 照
7 番	森 田	峰 敏	19 番	東	邦 彦
8 番	北 原	慎 也	20 番	吉 田	正 明
9 番	笠 告	文次郎	21 番	谷 川	清 太
10 番	寺 山	富 子	22 番	松 尾	征 子
11 番	中 西	裕 司	23 番	岩 吉	泰 彦
12 番	井 手	常 道	24 番	中 島	邦 保

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	大 串	昭 則
局 長 補 佐	関	正 和
管 理 係 長	坂 本	芳 正

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	渕	上	勝	幸
収	入	井	手		馨
総	務	出	村	素	明
市	民	小	野	忠	行
産	業	矢	野		正
建	設	山	口	平	七
企	画	北	村	建	治
総	務	江	頭	毅	一
財	政	唐	島		稔
市	民	正	宝	典	子
選	挙	西	本	勝	次
税	務	峰	松	光	夫
福	祉	保	険	弘	義
老	人	農	林	賢	治
福	祉	商	工	北	敏
セ	ン	都	市	御	門
タ	ー	環	境	山	本
所	長	藤	家	敏	昭
兼		井	手	讓	二
所	長	松	本	靖	男
保	険	江	崎	サ	卜
健	康	小	野	利	子
課	長	教	育	和	幸
農	林	教	育	北	博
水	産	教	育	中	村
課	長	教	育	高	橋
商	工	教	育	江	島
観	光	教	育	建	夫
課	長	教	育	江	口
都	市	教	育		徹
建	設	教	育		
課	長	教	育		
環	境	教	育		
下	水	教	育		
道	課	教	育		
課	長	教	育		
会	計	教	育		
課	長	教	育		
教	育	教	育		
委	員	教	育		
長		教	育		
兼		教	育		
庶	務	教	育		
課	長	教	育		
兼		教	育		
中	央	教	育		
公	民	教	育		
館	長	教	育		
兼		教	育		
農	業	教	育		
委	員	教	育		
会	事	教	育		
務	局	教	育		
長	兼	教	育		
兼		教	育		
農	林	教	育		
水	産	教	育		
課	参	教	育		
事		教	育		
監	査	教	育		
委	員	教	育		

平成15年3月5日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	13 田 中 教 英	<p>1.中山間地棚田保全について</p> <p>(1) 棚田保全に棚田ウオーク、観光にビジネスを加え事業としての取り組む考えはないか</p> <p>(2) 棚田事業に対する補助事業はないか</p> <p>(3) 地域間調整事業と山間地と平野部の円滑化</p> <p>2.いのちの海事業のその後の状況について</p>
6	10 寺 山 富 子	<p>1.動物類と共生できる街づくりの推進</p> <p>(1) 道路上等における動物（主に犬・猫）の事故死等処理現状について</p> <p>① 住民の要求に応えられているか</p> <p>② 県と市、道路管理者との関連等どうなっているか</p> <p>③ 市の悩み、困っている事はどういうことなのかなどを含め、市の対応、受付件数の推移を伺う</p> <p>(2) これからについての提言</p> <p>ペット類（主に犬・猫）と共生できる街づくりの推進に向け、仮称「動物愛護、飼育管理センター」設置に対することなど</p> <p>2.日々の暮らしの中から</p> <p>(1) ガードレールの高さや形態について</p> <p>(2) 街角や街並みの植木等の高さについて</p> <p>(3) トレーの収集袋の新設について</p>
7	4 山 口 瑞 枝	<p>1.21世紀の鹿島市大いなる田舎づくりとは、具体的施策を問う</p> <p>(1) スロータウン構想について</p> <p>① 地産地消の普及とスローフード運動で大いなる田舎づくりを</p> <p>② 学校給食に地域産物を</p> <p>③ 環境学習とエコクラブの活動</p> <p>2.学校図書館の現状と司書教諭の配置について</p> <p>3. 市役所の活性化</p> <p>(1) 正職員、嘱託職員のあり方について</p>
8	1 水 頭 喜 弘	<p>1.教育問題</p> <p>(1) 学校週5日制スタートより1年</p>

順番	議 員 名	質 問 要 旨
8	1 水 頭 喜 弘	2. 学校施設の耐震化について 3. オストメイト対応トイレについて

午前10時 開議

○議長（中島邦保君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中島邦保君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。まず、13番田中教英君。

○13番（田中教英君）

皆さんおはようございます。13番議員の田中でございます。通告に基づきまして、私の棚田保全について、「いのちの海」の映画化のその後の状況等について質問をいたします。

一番初めに、棚田保全について。

新しい農業基本法は、国会での審議と並行して、さまざまな分野で農政改革の動きも急であります。農産物の価格政策は全面的に見直され、中山間地域の農業に対する特別助成のように、従来の農政になかった政策手法の導入も検討されております。今なぜ新しい基本法なのか、今なぜ農政の改革なのか、端的に言うならば、古い農業基本法（1961年）が時代おくれの遺物と化してしまったからであります。農業基本法だけではなく、農地法（1952年）や農協法（1948年）や土地改良法（1949年）などが戦後農政の骨幹を形成してきた法体系は、今や深刻な制度疲労を来しております。

戦後間もない時期や高度経済成長の初期に形成された法制度が、著しく変貌を遂げた21世紀の農業と農村に通用しなくなったからであります。農工間の所得格差の解消、これが古い基本法の目標であった。このゴールの達成に向けて、生産性の向上を目指す農業構造の改善や需要の伸びる農産物を拡大するための施設が展開された。成長の軌道に乗った当時の日本経済に農業をいかにして適応させるか、ここに基本法の理念があったと思います。

農家と非農家の所得格差は解消された。けれども、それは基本法の描いたシナリオに沿って実現されたわけではなかったのでしょうか。農家を豊かにしたのは、農業以外の兼業所得の増加によるものであります。肝心の農業はといえば、今や農地の荒廃と生産者の高齢化が進む中で、じり貧状態にあります。10年後には基幹的農業従事者の大部分が60歳以上を超えるという予測もあります。このまま放置すれば、農業は内部から確実に崩壊することになりま

す。日本農業を再生するためのプログラムが切実に求められているわけであります。

山間部では、農地の荒廃、耕作放棄が深刻であります。主を失った1枚の田が荒れたまま放置される。その田が病虫害やネズミの巣となって、近隣の田んぼにさまざまな影響を及ぼす。荒れた田は農業用水の流れを妨げ、水路の管理にもさらに余分な手間がかかっております。こうして連鎖的に1枚、また1枚と耕作放棄地が広がっていく。行政用語で言えば条件不利地域、中山間地域の農業は、もはや危機的な状況にあります。

しかし、その反面、危機的な段階に立ち至った今、中山間地域の農業と農村の役割が改めて見直されているわけであります。水田の洪水調整機能や集落の国土保全機能、自然に満ちた余暇空間としての魅力、棚田の織りなす造形美、伝統文化の継承、農業の副産物の価値が再評価されております。

鹿島市の山間部には、そのような棚田が数多くあったわけであるが、交通が不便で作業車も通らない。機械の搬入もできない。田はパイロット事業によって樹園地と化し、ミカン価格の低迷によって山林に改植され、また、休耕田として処理されているところもあるのではないかと思います。

現在水田として管理されている地域で、棚田として保全し、棚田ウオークや観光にビジネスを加え、そのような事業を取り組もうとする地区は鹿島市ではないのか。例えば、相知町蕨野地区の棚田で行われた自然環境を活用したウオーキングと、ないとすれば、市でそのような景観に富んだ地区があれば、積極的に説明会を持って掘り起こしをする必要があるのではないかと、執行部のお考えをお伺いいたします。

次に、2番目に入ります。質問は忘れたところにやってくるというわけではありませんが、簡単に質問をいたします。

2番目の「いのちの海」についてであります。

平成11年6月、議会にて提案された映画「いのちの海」は、福岡県在住の帯木蓬生氏原作、「閉鎖病棟」が映画化されたものであります。撮影は鹿島市がほとんどで、有明海のすばらしい景観、祐徳神社、武家屋敷通り、浜の酒蔵通りなどで撮影が行われ、鹿島市から全国に情報を発信し、鹿島市の地域づくり形成の大きな原動力になると言われ、鹿島を世界にPRする絶好のチャンス、これを機に一人でも多くの人に鹿島のよさや美しさを認識してもらえると市長はコメントされておられます。

鹿島市民がこの映画の内容のすばらしさを堪能していただくとともに、芸術性豊かな映像化を新たに認識し、21世紀に向けた鹿島市の芸術文化の発展に寄与すると目的には記載されております。

鹿島市では、この放映が何回ぐらい上映されているのか、また、県内各地での公開はどうだったのか。特に最近、ケーブルテレビ、ネット鹿島さんが開局されたことでもあります。放映するよい機会でもあると思いますが、その考えはないのか。また現在、鹿島市に8ミリ

かフィルム1巻ぐらい市に寄贈されてあるのかどうか。ないとすれば、これは必要なフィルムとしますので、ぜひ準備をしていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

山口農林水産課長。

○農林水産課長（山口賢治君）

13番田中議員の質問にお答えいたします。

1番の中山間地棚田保全について。

(1)棚田保全に棚田ウォーク、あるいは観光にビジネスを加え、事業として取り組む考えはないかということについてでございます。

古い時代に、全国の山間地には至るところに棚田がつくられております。私も先般、九州各県のいろんな棚田を視察してまいりました。先達の技術と知恵と根気に敬服したばかりでございました。棚田は、先ほど議員もおっしゃられますように、米づくりだけではなく、洪水調節、あるいは水資源の保全、美しい自然の景観など、多面的な機能を持ち合わせております。国土自然、環境保全になくてはならないものと思っております。

しかし、議員もおっしゃられましたように、近年におきましては、後継者不足による過疎化や、あるいは、高齢化の進行等に伴って耕作放棄地が非常にふえております。災害などの発生が懸念をされ、そういうことで、民間や、あるいは行政によるいろんな施策を実施されているところでございます。

佐賀県にも、七山村、肥前町、先ほど言われました相知町、それから西有田町など非常に規模の大きい棚田がたくさん点在をしております。昨年14年10月に、佐賀県内の3市9町1村におきまして、佐賀棚田ネットワークづくりの組織が結成されたところでございます。そういうことで、この棚田ネットワークづくりの中でも、今後、佐賀県内のそういういろんな棚田に関する調査、あるいは、いろいろな事業等を進めていくというようなことで今確認をしているところでございます。

鹿島市にも幾つかの棚田はございますけど、よそと比べれば規模も小さく、数も大変少なくなっております。先般、私ども農林水産課の方で、北鹿島を除く5地区に調査をお願いしたところでございますが、その集計表を紹介いたしますが、24団地、2,031枚、51.3ヘクタールという数字が出ておりますが、この数字の中には、少しは違う、それは中山間地の直接払い関係で調査された方が、ここはちょっとこの中に入れとっけんが入れんでいっちょこうかと、そういうような面が入っていない部分もあると思いますので、いま少し数字が変わってくるんじゃないかと思っております。私たち、今後1カ所1カ所に写真等での記録をしながら実態調査をしてまいりたいと、そういうふうには思っております。

こういった歴史ある貴重な先達からの贈り物であります棚田を保全継承していくためには、

田中議員から御提案がっておりますような、棚田ウオーク、あるいは観光ビジネスとして活用を図りながら保存活動を進めていくのも一つの手段だと思い、貴重な御意見ということで賜りたいと思います。

今後、中木庭の棚田を初め、大野、あるいは広平、早ノ瀬等にはきれいな棚田が残っております。そういうものにつきましては、自然の館等で行います自然とのふれあい事業、あるいは、間もなく中木庭ダムも完成をいたしますが、その節のイベント、あるいは観光面等の中で生かしていければと、そういうふうに思っております。

次に、棚田事業に対する補助事業はないかということでございますけど、佐賀県棚田地域保全活動支援事業というのがございます。平成13年度は七浦の音成地区を、それから、14年度は中木庭地区を、この支援事業によって実施整備をしております。

なお、15年度につきましては、鮎越地区を県の補助事業により支援したいということで県の方に今申し出をしておりますので、決定され次第、補正等の中で対応してまいりたいと思っております。

それから、棚田につきましては、やはりもっと隠れたものがあるんじゃないかならうかと思っておりますので、詳しい実態調査をして、必要に応じながら国、あるいは県の補助事業等を活用しながら、この保存事業活動に取り組んでみたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中島邦保君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは、2点目の映画「いのちの海」のその後の状況について御報告を申し上げます。

まず最初の質問は、県内での活動状況はどうであるかということだったと思います。

平成11年9月25日と26日の両日に鹿島市民会館で上映されたのを皮切りに、11月6日から12月17日までは佐賀の佐賀セントラル劇場で上映がなされ、そしてまた、11月24日には太良高校でそれぞれ上映がされているところでございます。県内の上映活動といたしますのは、この三つのようでございます。全体的には、九州の福岡、北九州市を初め、東京、大阪、名古屋など全国各地の映画館、あるいは市民ホール、あるいは大学等で上映が行われておるところでございます。そのほかには、モントリオール世界映画祭への正式な出品、あるいは国内の映画祭への出品、さらには文化庁の優秀映画賞の審査会への出品とか、あるいは文部科学省の選定試写会等への参加などの活動が行われたようでございます。これを年ごとにまとめてみますと、平成12年中には約18回、平成13年中には6回、平成14年中には11回の映画館等での上映とか、あるいは、先ほど申しましたいろんな賞への審査出品、あるいは試写会等の

活動がなされているところでございます。

次に、第2点目の、テープ等が鹿島市にあるのかということでございますが、現在のところはございません。ただ、今後の会社の活動方針といたしまして、ビデオ化、あるいはテレビの放映化等を考えていくということでございますので、そうなりますと、ビデオテープ等の入手も考えられます。そういうことになれば、現在のCATVでの放映等も可能になってくるのではないかなと思っているところでございます。こちらも期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

13番田中教英君。

○13番（田中教英君）

御答弁をいただきましたが、それに沿って2回目を質問させていただきます。

ただいまの質問等を含めながら、また同じことになるかもわかりませんが、再度質問をさせていただきます。

平成14年8月24日の西日本新聞に、相知町の蕨野地区の棚田について学ぶ勉強会が公民館で、佐賀大学の五十嵐助教授を招いて、観光農業が農家の収益に結びつく工夫を考えるとともに、「棚田作成の歴史を知る」等の学習会が開催され、また、先ほどもありましたけれども、ほかにも西有田町、武雄市等で活発に事業を起し、実施のために準備がなされているようであります。

鹿島市にも山間部にはあるのではないかと。例えば、広平、鮎越、この広平につきましては、昨年でしたか、広平の景観を議会だよりに掲載した経過もございまして。新鮮な空気などが体感できる空間、多くの人に自然環境を守っていくことが大事だと肌で感じてもらう棚田、先ほども事業に対する補助的なものが幾つかあるということもございましたが、もう少し大きく考えていただいて、ただし、この棚田につきましては、土坡だけのところもあるし、昔積まれたあのきれいな石垣、この保存的なこと、それを含めながら、棚田保全のため、鹿島市も他町並みに単独事業を起すべきと思うが、どうでしょうか。お伺いをいたします。

棚田地区は、1回休耕すれば、翌年水を入れるのは大変であります。石積みや土坡が高いため、モグラやザリガニのため水をためるには大変苦勞を要しております。地域間調整事業として、米の生産調整を山間地と平野部で交換する地域間調整円滑化対策事業が、昨年、14県内農協間で317.3ヘクタールの交換が成立したということでもあります。鹿島市でもそのような交換があったのかどうか、お尋ねをいたします。

中山間地域の特性を生かした農業の生産条件が不利な中山間地域について、その地域の特性を生かした総合的な発展を図るため、地域の農林畜産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的な利用並びに担い手の定住の促進を図るということで、中山間地域活

性化資金が加工流通施設、健康機能増進施設、生産環境施設等の事業実施に資金融資制度がなされておると思います。その件数とか融資額及び利率、償還期間等の貸付条件についてお尋ねをいたします。

また、市からの利子補給はなされているのか。平成15年度を準備期間として、平成16年度から米づくりのあるべき姿を実現するため、新たな米流通システムが検討されており、改革のポイントとして、計画流通制度を廃止し、米の流通規制は必要最小限にします。公正、中立な市場機能の充実、安定供給の自主的な取り組みの支援などにより、多様な取引を許容しつつ安定供給を確保します。業者価格表示、それぞれの透明性を確保しますということのようであるが、どのように変わるのかお尋ねをしたいと思います。

平成16年度からは、減反面積でなく生産量を割り当てるようになるのか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

次に、「いのちの海」についてお尋ねをいたします。

昨年の11月ごろと思いますが、テレビ・火曜サスペンス劇場のいかりや長介が主演していたテレビを見ておると、大阪の友人から夜9時ごろでございましたが、電話があつて、「今、祐徳神社やのごみ人形がテレビに出とっばい。私どもは一生懸命見よっけん、あんたも見てみんしゃい」というて連絡をいただきました。故郷を離れて何年たつても、自分の生まれ育った田舎がテレビに出れば懐かしみ、望郷の念に駆られてくると思います。兄弟、友人、ふるさとを思い出すものであります。

「いのちの海」は、製作前は宣伝抜群でありましたが、撮影終了後はしりすぼみのように、しょぼんとなってしまったように思います。市も多額の助成をしているので、もっと活用する方法はないのか、その後の成果状況もお尋ねしたいと思います。先ほどもございましたが、それ以上に、撮影後、一度も状況報告も説明もあつておりません。ぜひその点について、結果的にどういうふうな効果があつたのかお尋ねをしたいと思います。

市民から10,000千円を目標に、各種団体、個人に対しても出資金バックカーズ方式で協賛金を募集され、市も10,000千円助成されていたと思います。総額は幾らぐらい集金されているのか、また、撮影経費はどれくらいの金額になつたのか。また、バックカーズ方式ということでございますので、その辺の、何と申しますか、配当といいますか、その辺もまだどうこうということはおございませんでしょうか、その辺はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

3回目もしようと思いましたが、3回目の原稿を忘れてまいりましたので、2回で終わりたいと思いますが、最後に、私、一句ここで読ませていただき、そして終わりたいと思います。活力のある市の発展を願い、ここで一句読ませていただきます。一筋に心の鏡磨きつつ真の道に励み進まん、一筋に心の鏡磨きつつ真の道に励み進まん、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中島邦保君）

山口農林水産課長。

○農林水産課長（山口賢治君）

2回目の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、先ほど言われましたように、棚田に関するいろいろなイベントなり、あるいは観光面での活用のことについてでございますが、私たちも山へ、棚田へ行ってみますと、非常に小さな石垣をどうやってきれいに積み上げられたのか、そういう技術と一つ一つの数の多さ、その積み上げる根気等を見ておきますと、やはり何とかこういうものは活用していかなければいけない、そういう気持ちにいつもされるところでございます。

県内でも大きな規模の地域につきましては、活発にそういうイベント等が組まれております。ただ、私たちの鹿島のような中小規模の棚田につきましては、全国でも余り例がございませんので、今後は私たち鹿島市なりでできることにつきまして、いろいろ調査研究をしながら取り組んで活用をしてみたいと、そういうふうに思います。

それから、③の地域間調整事業と山間地と平野部の円滑化についてでございますが、水稻の生産調整に伴う地域間調整の円滑化対策事業のことと思いますが、それでよろしいでしょうか。

鹿島市が平成14年度の水田農業経営確立対策の助成事業に取り組んでおりますのは、まず7点あります。一つ、とも補償、2番、経営確立助成事業、3番、稲作経営安定対策事業、4番、水田作付体系転換緊急推進事業、5番、緊急受給調整対策事業、6番、地域水田農業再編緊急対策事業、7番、地域間調整円滑化対策事業、以上の中で、お尋ねの内容はこの7番目の地域間調整円滑化対策事業のことだというふうに思います。

この事業の内容は、水田の高度利用を図るために地域間の調整を実施すれば、県の補助金、10アール当たり7,500円があるわけですが、生産調整目標面積の出し手となる中山間地の方が10アール当たり7,500円の負担分を加えていただくと。そして、その受け手となった平たん地へ10アール当たり15千円、要するに7,500円足す7,500円の15千円を支払うという、そういう制度でございます。

要するに、先ほど議員おっしゃられますように、中山間地の農地を1年でも休耕すれば、翌年は荒れて、その耕作ができないと、そういう状況もございますし、また、棚田地域では特にきれいな山水でできるという安心、安全米といいますか、そういう付加価値がついてまいります。特にそういうものを希望される消費者があるということで、よく売れるからそういう米をつくりたいと。平たん部では、大豆づくりも機械化が進んでおります。コスト面でも大分安くて済みますし、反収においても中山間地で大豆をつくるよりかも、機械化とか、そういう反収でたくさんとれると、そういうことでうまくできれば米よりも高い収益につながると。それぞれの利点を活用するために考えられた方法でございます。平成14年度は、鹿

島市と嬉野町の間で4ヘクタールの実績がございます。ただ、鹿島市内間での地域間調整の実績はございません。

もう1点の今後の生産調整についてでございますけど、大きな目標は生産過剰米をなくすというのが大前提でございます。本来あるべき姿における受給調整のあり方として、農業者団体が主役となるシステム、要するに、需要見通しを前提に、毎年どの程度の生産を行うか、これにつきましては農業者が判断をする。そして、必要な場合には農業者団体が農業者に生産目標の数量を配分するというような形になります。その中では、1番目に、産地づくり対策、2番目に、米価下落影響緩和対策、3番目に、担い手経営安定対策などを行いながら、平成16年度から平成22年度までに順次改革が行われるというふうになっております。

平成15年度の1年間を準備期間としての位置づけをしながら、それぞれの地域ごとにあるべき姿に向けた道筋を踏まえながら、それを取りまとめまして全国で協議をし、全国版のあるべき姿を平成22年度までに完成をさせる。そして、それ以後につきましては、一定の米つくりのあるべき姿が実現あるもの、そういうふうに私たちは理解をして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方から2回目の御質問にお答えをいたします。

映画作製、その後の成果と申しますか、そのあたりの状況のお尋ねだったと思います。

まず、製作費にどのくらいの経費を要したかと申しますと、支出の部分ですが、映画そのものの製作費に56,956千円程度がかかっております。そして、その後の営業費ですね、これは映画の配給費、宣伝費、プリント費、そういったものを含めてトータルで20,210千円ほどかかっております。合計して約77,000千円かかっているところでございます。

それに対する収入の部分でございますが、いわゆる株式会社イーハーフィルムズの自己資金として21,387千円程度支出されております。それから、芸術文化振興基金からの助成金ということで25,000千円がっております。それから、製作協力費、これがバックヤード方式で集めました出資金に当たる部分ですが、これが約24,000千円ございます。それから、協賛チケット、あるいは前売り券の収入といたしまして6,728千円、これも合計して、支出と同じく77,000千円ございます。そのほか、この映画を興行する興行収入ですね。この部分が、これまで約18会場で行われた上映に対する配給収入が約9,837千円ございます。それから、広告収入ですね、この部分が約534千円、それから、これの普及に対する海外普及協人会からの支援金が942千円、それから、文化庁の上映支援金が6,000千円、合わせて全体の興行収入というものが約17,315千円ございます。そういうことで、興行収入全体金額は17,310千円

程度ということで、配当までには至っていないという状況でございます。

ちなみに、先ほど申し上げました「いのちの海」のバックヤード方式で出資いたしております市内の方の状況でございますが、個人として約6件の3,000千円、法人、団体等で13件の3,500千円、合計6,500千円ほどの出資金が集まっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私の方から棚田保全に対する答弁をいたしますが、まず、この時期にいい御質問をありがとうございました。棚田保全というのは、私自身もぜひこれはやっていかなければいけない問題だというふうに思っております。

まず、今、日本農業自体が、これは農地とも大きく絡む問題なわけでありますが、大きな転換期を迎えておるわけでございます。私なりに考えてみますと、大きく2点あると思います。その1点目は、国内産を外国産に対して保護をしてきた。いわゆる関税という、何と申しますか、ハードルを設けることによって保護をしてきた。これがしかし、自由競争になりつつあると。これは非常に国内生産者にとって重大な問題であります。しかし、これに今から打ち勝っていかなければいけないと、こういう大きな転換。それからもう一つが、ここに来まして大きく取り上げております、米の生産調整のやり方が大きく変わってきた。いわゆる生産者保護という立場から消費者重視というやり方になると、こういうことが言われておるわけでありまして。

こういう中で、この棚田の保全をどう図っていくか。例えば、米の生産調整にしましても、やはり圃場が、1枚1枚の圃場が広い、機械化の導入ができるところが米を多量生産していく。こういうやり方に大きな波としては変わっていくでしょうが、しかし、そういう中で、棚田がどうやって生き残っていくか。つまり私は、棚田の場合は、棚田そのものをいかに保全するか、ここに切り口として持つておかなければいけないというふうに思うわけです。そうした場合に、例えば、米の生産調整の中で、じゃ、この棚田で今からも米をつくるということになりますと、量は決して望めませんから、やっぱり味で勝負ということになります。この棚田の棚田米、いわゆる棚田米は味がいいですよ、水がきれい。これと、例えば、水車でつくことによって温度が上がらなくて、蒸された状態にならなくて、水車米というのがおいしい。こういう掛け合わせをして、棚田での米の生産を付加価値をつけていく。こういうやり方が一方にあると思いますし、また御提言の、こういう棚田と観光とあわせてこれをできないかという質問であります。こういうことも大きな一つの方法になっていくでしょう。そして、その裏には水資源の確保、あるいは防災面、こういうものもあわせて、この棚田の保全というものは今からもなお力を入れていく必要があると思います。

私は、数年前に県がヘリコプターを導入されたときに、もう数年、もっと前になりますね、そのときに乗せていただきまして、雲仙の普賢岳の上空まで行って、帰りに鹿島の山の上を回っていただきました。眼下に棚田がずっとありまして、ああ、これは我々の先人たちが営々として手作業で築いてこられた姿がここに現出しているんだと、感無量でありました。後に続く我々として、あるいは後世に残していくためにも、この棚田保全というのは我々は力を入れていかなければいけないと改めて思ったところでもあります。

それから、ほかの市や町でいろんなイベント、シンポジウムとかやっているということでもありますので、鹿島市においてもぜひですね、これは行政指導ということではなくて、民間でそういういろんな立ち上げをしていただいて、それに対して行政が強力に支援をしていく、バックアップをしていく、こういうことをやっていきたいと思えますし、また、先ほど御質問の基盤整備等についても、都度我々はちゃんと対応していかなければいけないと、こういうふうに思っているところでもあります。

○議長（中島邦保君）

以上で13番議員の質問を終わります。

次に、10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

10番寺山富子でございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

質問の内容でございますが、1点目は、動物類と共生できるまちづくりの推進。小さな(1)といたしまして、道路上等における動物、主に犬や猫の事故死等の処理現状について。(2)が、これからについての提言。ペット類、主に犬や猫と共生できるまちづくりの推進に向け、仮称でございますが、動物愛護飼育管理センター設置に関することなどでございます。

大きな2点目が、日々の暮らしの中からということで、1点目がガードレールの高さや形態について、2点目が街角や町並みの植木等の高さについて、3点目がトレイの収集袋の新設について、以上の質問でございます。

それでは、大きな1点目の動物類と共生できるまちづくりの推進。

道路上等において、動物、主に犬や猫の事故死等処理現状についての質問でございます。

犬、猫類は、ペット、番犬等が多く、最近、核家族構成から家族の一員として愛玩、飼育されております。住民の生活の中でともに生活しながら、人間をいやし、人間社会で最も愛玩されているのも犬や猫であるようです。

私たちが生活する上でも、社会動向からも車は切り離せないものとなっております。そういう中、犬や猫なども交通事故に遭うことは避けられない状況でございます。毎年開催されている佐賀県地方自治研究集会などで、犬、猫などの道路における死亡事故等を迅速に処理する問題がこれまで多く論議されてまいりましたが、この件に関しては考え方があいまいであるため、各市町村での処理方法が統一されていないということであるようです。行政機関、

特に県及び保健所が今後のあり方について十分に対策をすべきであるとも考えます。そのためには、末端の市及び町が問題点を明らかにしながら、横の連携も十分にとりながら、県に提言、要望をしていくことも重要であります。また、市でできる対応は迅速にしていくべきと考えるものであります。動物飼育管理の適正な指導と責任、動物愛護と情操的立場で事故死体等が適切に処理されることを望むという観点から、以下、質問をしてみたいと思います。

質問1点目でございますが、動物飼育、特に小さな動物、小動物及び管理関係法律についてお伺いをいたします。

一つ目が、狂犬病予防のための狂犬病予防法、二つ目が、動物の虐待防止と正しい飼い方も含み、動物愛護法、3点目が、動物の死体の処理方法として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以上3件の法律について、まずお伺いをいたします。

質問の2点目でございますが、住民の要求にこたえられているのかということでございます。

平成12年、13年、14年、最近の3カ年ぐらいで、このような受け付け件数の推移はどのようになっているのかでございます。この件について、受付簿の整備についてはどうなっているのでしょうか。国道、県道、市道、飼育者など、それぞれの対応はどのようになされているのでしょうか。動物、犬、猫、鳥、その他いろいろございますが、それらの処理件数はどういう状況であるのか。ちなみに、県全体では1万前後の犬、猫、鳥が事故死していると推測されていると言われております。その中で一番多いのが猫だということでございます。80%ぐらいが猫という統計になっているようです。この辺についても御質問をしたいと思います。

次に、住民からの連絡を受け、そして受け付けがなされ、それから対応をしていただくということになっていると思いますが、どのように具体的になされているのでしょうか。また、平日の取り扱い、そして、夜間や休日はどうなっているのか、この辺について詳しく御説明をしてほしいと思います。

次が、受け付けがなされた後、いろいろな方法で、焼却とかいろんな手順がございますが、県の状況を申してみたいと思います。県内の状況です。動物焼却炉を整備している、これが2市あるそうです。一般廃棄物、じんかい処理場を利用している、これが23市町村で全体の65%、行政所有地に埋葬、これが9市町村で、全体の25%、委託業者、主に建設業に委託して処理をしていただいている、これが3市町村。他市の動物焼却炉を利用している、これが1町という状況であるようです。

市町村の約65%が一般の生ごみと一緒に処理されている状況であるということです。これは一応皆さんに知っていただきたいと思ひまして、申し述べてみました。

質問の3点目でございます。

県と市、道路管理者との関連などはどうなっているのでしょうか。また関連しまして、住民が困っていることとして、国道、県道など交通量の多い道路に長時間放置されていることが多々ありますが、これらについての対応はどのようにされているのかでございませう。

質問の4点目が、犬や猫の事故死と捨て犬や捨て猫などは、ペット飼育者の責任が何よりも重大であります。犬や猫の飼育管理面の行政指導はどのようになされているのか、具体的な飼育管理、指導、相談する場所がこの鹿島市に現在あるのかどうかをお伺いいたします。

以上を1回目の質問でお伺いをし、御答弁を受けてから、大きな2点目でありますこれからの提言、ペット類、主に犬や猫と共生できるまちづくりの推進に向けて質問をさせていただきたいと思っておりますので、御答弁の方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、大きな質問の2点目でございますが、日々の暮らしの中からということで、1点目がガードレールの高さや形態についてでございます。

これは、ガードレールが必要な場所は、道路を初めとし、至るところにあります。今回私が質問をさせていただくということは、交通安全を主体に質問をするものでございませう。

交差点、曲がり角には、ほとんどガードレールがあります。川や堤防があつたら、またほとんどガードレールがあるわけですね。車を運転して、交差点で一時停止をいたします。例えば、左へ行くときは、最初左を見、右を見、また左を見ということで安全を確かめてスタートするわけですが、運転席の高さとほぼ同じ高さの位置にガードレールがあるということがよくあると思っております。ちょっと皆さん想像していただいて、座った運転席ですね、車の高さによつても違いますが、その高さ、目の高さにガードレールがあるということがよくあります。そして、そのガードレールの種類によつても異なつてきますが、ガードレールの幅が非常に広いものと細いものと、いろいろな種類がございませうが、そのガードレールの種類、高さによつて私たちの交通に対する安全性というものが変わってくるということが言われております。

このガードレールは、安全であり、また、安心のための交通安全のために設けられていますが、反対に交通安全の妨げとなっていることもあるようですね。せつかく県費をかけ、またいろいろなお金をかけてガードレールがつくられているのでございませうから、ここの場所にはこれぐらいの高さのもの、また、こういう形態がより安全だろう、適材適所と申しますか、そういう中身を考慮することも必要ではないかと思っております。例えば、曲がり角で見通しの妨げになるところは、妨げにならない形態のものを利用する。これは考え方それぞれで可能になるだろうと思つたわけですね。市道ばかりではなく、県道、国道にも関係するはずですので、県などに要請する、また提言するということが今後してほしいと思つていますが、この件について担当課の御所見を賜りたいと思つております。

次に、2点目でございますが、街角や町並みの植木等の高さについてでございます。

これは先ほどの質問とほぼ重なると思つておりますが、町中にあります緑や、緑と申しますか、

植木等ですね、また花もですが、多くの方々に、歩く方々、通行人に安らぎを与えてくれ、また環境浄化の役割もしておるということで、そういうふうな花を植えてくださる方、また木々を植えてくださる方、それぞれに感謝をしているところでございますが、この質問の趣旨も、ガードレールの高さと同じように、植木の高さや場所、いわゆる曲がり角に目の高さ以上の木々が植えてありますと、交通の安全上、問題が生じているということでの質問であります。

例えば、お年を召された方が押し車を押しながら歩いていかれるところの角に木々があったりして、進むときにいきなり歩道から自転車が飛び出してくる、また車が飛び出してくる。そういうときに、交通事故に遭わなくても冷やっとした思いをされたという方がたくさんいらっしゃるわけです。これはお年寄りに限らず、車の方もびっくりするということでございますので、こういうことも、さっきのガードレールと同じように、木の植え込みを見通しがよいぐらいの高さにぜひしていただいたら本当に助かるなということで今回質問に上げさせていただきましたので、今後暮らしよいまちをつくるためにも、少し気配りをしてもらったら解消できることだと思いますので、安全なまちをつくっていくという視点で御答弁をお願いしたいと思います。

次に、3点目がトレイの収集袋の新設についてでございます。

現在既にトレイの収集につきましては、各スーパーの店頭などに収集箱が設置をされており、市民の多くの方はそのことを周知し、そして実施をしていただいております。

ちなみに私は、市より配布をしていただきました買い物袋にトレイを洗ったものを入れながら、そして、たまってもたまらなくても、1個でも2個でも買い物する折にとりあえずそれを収集箱に置いて買い物をするということをしておりますが、こういうことを事あるごとに、「ぎゃんふうにしよっよ」とか言っておりましたが、最近、それもよか方法ではあるけどということで御提言をいただいたわけです。集まりに行ったときに、通常そういうことを言っていたら、反対に買い物になかなか行けない方もいらっしゃるわけですね。スーパーに提げて行けばいいといいということもわかっているけど、なかなかそういうことができていないという方もいらっしゃるということを私自身知りました。

というのは、お年を召された方は買い物に行く回数がやはり少ないわけですね。ですが、トレイというものは本当にたくさん、1日ちょっと買い物をしたら三つ四つたまるということでございます。それで、ちょこちょこ行ったらいいんですが、それがどんどんたまってき、家にためておくのがやはり、置く場所等もありますので、ついつい燃えるごみのときにそれを細かく砕いてごみの中に入れて出しているということです。何で砕いて出すのかといいますと、やはりこのトレイはリサイクルだから、そういうふうにしたら悪いことをしているという心にひっかかるものがあるから、何となく見えないようなところに出しているということをおっしゃいました。自分としては、本当はトレイは洗い、ためてはいるものの、ほとん

ど燃えるごみに出している、本当に心苦しいということですね。そういうふうにおっしゃったんですが、私はそのときに、ほかのものと一緒のように、鹿島市でこのトレイを収集する袋を用意していただいたら、それに入れて出すことができるんですが、出すことができないと。ぜひそういうものをつくってほしいという御要望をいただいたときに、そしたら袋の分お金が要りますよというふうに言いましたんですが、お金が要ってもそういうふうなものをつくってほしいと、協力をしたいと、心苦しいということですね。

だから、店の店頭置く収集方法だけではなく、もう一つの方法を加えていただいて、トレイを入れる収集袋等も新設していただけるように何とかしていただきたいという御要望がありました。このことについてどういうふうにご見解をいただけるのか、質問をしたところですので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

以上が1回目でございます。

○議長（中島邦保君）

山本都市建設課長。

○都市建設課長（山本克樹君）

順番がちょっと逆になりますけれども、申しわけありません。大きな2番の方から御答弁をさせていただきますと思います。

日々の暮らしの中からということで御質問でございます。

ガードレールのことでございますけれども、先ほどありましたように、ガードレールの機能というのは、河川などへの転落防止と、そういったことで設置をするものでございます。これは一つの設置基準がありまして、標準的には支柱が地上から70センチの高さで設置しなさいという基準があります。車を運転する場合、運転手の視界より下がると思います。通常のところであれば、70センチは視界より下がると思います。ただ、その道路が状況によっては坂道であったり、それから、ガードレールそのものを設置する場所によって視界を妨げるといった場合もあるかと思えます。それから、通常のガードレール、それと、場所によっては、その70センチのガードレールに、人の転落防止のためにプラス40センチのガードパイプ、そういったものを設置している箇所もあります。

ですから、申されますように、再点検をしたいと思えます。どうしてもやはり交通安全が第一でございますので、これはすぐ点検をさせていただきます。そして、改善すべきところは改善していきたいと思えます。それから、市道だけじゃなくても、国県道に関しましても点検をしてお願いをしていきたいというふうにご思っております。

それから、植木の問題でございます。

道路上に植木が張り出してきていて非常に交通安全上危険であると、そういうふうな御指摘でございます。確かにそういうところがあると思えます。このことでは、年間数件申し入れがっております。私どもで勝手に切っていいところは、すぐにでも伐採をしております

けれども、民地から張り出したところ、ここは当然、公共用地に張り出しているところは切ってくださいというお願いをいたしておりますので、このことでもまず交通安全が第一というふうな視点で、これは毎月道路パトロールというのを実施しております。そのパトロールの中で、今御指摘がありましたような植木の点、再度重視をしながら点検をしていきたいというふうに思っております。そういうことで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、私の方から御質問に答えていきたいと思えます。

まず一番最初は、法律、狂犬病予防法、それから動物愛護、それから廃棄物の処理ということでのお尋ねだったと思えます。

まず、狂犬病予防法でございますが、この目的につきましては、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とするということでございます。これにのっとりまして、私どもの方は予防注射等を実施しているところでございます。

それから、動物の保護及び管理に関する法律でございますが、これの目的は、動物の虐待の防止、それから、動物の適正な取り扱いその他動物の保護に関する事項を定めて、動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するということになっております。

それから、三つ目の廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございますが、これは廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするということでございます。

あと事故死等の処理の対応ということでございますが、現在は、平日につきましては連絡があった件についてはすべて受け付けまして、場所等、詳細を聞いた上で対応いたしております。

確かにおっしゃるように、道路等ではねられたものについては付近の方が道路わきによけられている場合もありますし、そのままの状態というのもありまして、踏まれてかなり傷んだ状態というのもございます。夜間、休日等につきましては、そういった連絡がありました場合は、警備員の方から担当の方へ連絡がっております。それで対応いたしております。

それから、受け付け件数もやったですかね。受け付け件数というお尋ねじゃなかったでし

ようか。これにつきましては、平成13年度につきましては、犬が17頭、猫36頭で計の53頭で
ございます。割合でいいますと、犬の方が約30%、猫が約70%ぐらいでございます。それか
ら、14年度につきましては、今までの分でございますけれども、犬が17頭で猫が44頭、これ
もおおむね犬3割に猫7割ぐらいの数字でございます。

それと、飼育管理とのお尋ねもあったかと思いますが、これについては獣医さんあたりに
御相談等があるんじゃないかと考えます。

以上でございます。（「最後のトレイは」と呼ぶ者あり）

失礼しました。トレイの件が残っておりました。

今現在、トレイにつきましては、確におっしゃるように、スーパーマーケットの店頭な
どで回収をいたしておるところでございます。今のやり方といたしましては、問屋からの配
送によってスーパーマーケット等に運ばれてくるわけでございます。それで、消費者の方が
お買い上げになって、その後、食べられた後のトレイについては洗浄をしていただいて、ま
たスーパーの店頭などで集めております。それをまた問屋等のトラックが荷おろしに来た帰
り便に積んで持ち帰って、それをさらに生産会社が同じような形で持ち帰るといような、
うまく循環するような形での回収の形になっております。

新しい袋の新設ということでございますけれども、確かに議員おっしゃるように、中には
なかなか買い物にも行けないとかいうケースがあろうかと思えます。ただ私どもも、今のや
り方としては合理的なやり方だということで、価格的にも低価格、それから、リサイクルに
向けて取り組みやすいといようなことで、担当課としては現行どおりでやっていきたいと
考えております。

どうしてもそういった形で持っていけない人、確かに気持ち的に後ろめたさといのがあ
られるということは非常に私どもとしてもありがたいことでございますけれども、今現在あ
る袋の中で、黄色の袋、容器包装、プラスチック、ビニール類といのがございますけれ
ども、どうしてもという方はこれに入れて、もちろん洗った上でございますけれども、入れて
いただければと考えております。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

2回目を行っていききたいと思います。

答弁が後ろの方からでしたので、後ろの方から私もしていきたいと思いますが、トレイに
つきましては、なかなか新設するというのは難しいということですので、黄色の袋を使っ
ていくということで受けとめまして、そういうふうに周知徹底をしていただければ幸いだと思
いますので、その辺も含めてお願いをしてほしいと思います。

それから、ガードレールの高さ、または街角、町並みの植木等の高さについては、指導等

も含めながら、また県の要請についてもしていただけるということですので、何とか暮らしやすい安全なまちをつくるために、ぜひよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、1点目のものですが、動物といいますか、犬猫等の事故死等における処理といいますか、そういうふうなことについての質問にさせていただきたいと思います。

今の御答弁の中身を聞いておりましたら、動物の適正飼育、または狂犬病の予防接種等ですね、もちろん市報等で皆さんに周知を徹底しております。住民に対して動物の愛護法、狂犬病の予防法、環境衛生面とモラルの問題として十分な指導をしていただいているというふうにはなかなかとらえることができませんでした。こういうふうな中身を聞いた中でもわかるように、縦割りの法律にのっとりながら行政が動いているというふうに思わざるを得ません。

犬猫の飼育管理面の行政指導が極めて重要であるということをだれでもが認識をしながらも、文書とかチラシ、そういうもので、今は市報でしていただいていると思いますが、済まされているというふうに思いました。具体的飼育管理とか指導、相談するセンターなどが、鹿島市にはそういうふうな犬猫病院ですね、3カ所ぐらいあるかと思いますが、そういうところに行っていらっしゃると思いますということで、行っていらっしゃるかもわかりませんが、個人の責任にゆだねられているということが事実であるようです。

事故死の犬や猫の処理方法については、動物愛護法との関連からしても、市は早急に対処策をとるべきということを今回の質問で試してみまして、なかなかはっきりと聞けないということで改めて感じたわけです。行政機関、特に県及び保健所が大変重要ですが、市町村においても広域的に行うことが急がれていると考えます。

具体的には、ペット類も含み、飼育者と周辺住民とともにトラブルもなく動物類と共生できるまちづくりを推進するよう、以下、提言をさせていただきたいと思います。

1点目の提言です。犬猫類は、ペット、番犬等が多く、最近、核家族構成から家族の一員として大変かわいがられ、飼育がされております。特に犬猫飼育等の管理については、単に広報紙等で周知されるということではなく、正しい飼育管理、指導、相談ができるのは、一番身近にある開業獣医師の動物病院が最も適していると思われまます。県におきましては、これは犬の雄なんです、去勢手術費として3千円の補助がなされておりますが、これ以外に獣医師会と協議をし、県のみならず市も協力していただくことが大切かと思ひます。そのためには、動物病院と委託契約をするなどし、指導費等を補助することを提言いたします。指導費を補助ということですね。県は去勢手術費の補助をしておりますが、なかなかそこまではいかないとしても、相談所などを病院に委託する。例えば、ペット飼育相談所ということ鹿島市にある動物病院等と提携をしながら、そこには指導費等を補助する形で、そういうところを設けてほしいということでございます。

2点目の提言でございます。交通事故死体等の処理は、住民のほとんどが住んでいる市町

村に連絡するのが一般的連絡方法であります。また、保健所であるとか、県道の場合は土木事務所とかになってきますが、国道の場合はどこに連絡してよいのかなど、住民にとってはわからないことが多いと思います。事故死を発見した場合は、国道、県道、市道等に連絡先がわかるように、地域の住民が早く届け出る連絡方法を確立すべきであると考えます。例えば、110番とか119番とかありますが、このような形で連絡先が地域住民の目につきやすいところに「動物処理連絡所何々番」と掲示板等を設置することを提言したいと思います。

3点目が、事故死の犬猫などを一般廃棄物として法律上処理できるということになっておりますが、当市ではどのようなになっているのかはわかりませんが、杵藤地区には動物処理焼却炉が設置されておられません。広域圏のごみ処理場はありますが、杵藤地区には一個も動物処理焼却炉が設置されておられません。以前、武雄市にあったということを聞いておりますが、環境ホルモンといいますか、ダイオキシンの関係で高温で焼却することができないということで、ここ数年、その焼却炉は利用できない状況にあるということを聞いております。

ということで、杵藤地区には動物処理焼却炉がないということです。早急に動物処理焼却炉を設置されるということを提言したいと思います。これは県の指導も大変重要です。県の指導というよりも補助ですね、そういうものが大事になってきますが、杵藤広域圏での話し合いもなされているかと思いますが、どういうふうになっているのでしょうか。その辺もお伺いをしたいと思います。

4点目でございます。これは仮称でございますが、動物愛護飼育管理センター、このようなものの設置についてでございます。

単独の自治体では、このような設置は難しいと思われませんが、例えば、県内を三つの地域に分けて、動物愛護飼育管理センター等を早急に設置するよう県などに要求をし、協力し合うことを求めているいただきたい。内容は、行政指導で狂犬病予防法に基づく犬捕獲業務を拡大適用をし、別組織として設置をし、犬猫の死体等の回収、処理のみではなく、動物の適正飼育の啓発を初め、動物の引き取り、不妊、去勢手術の負担なども含みながら、市民の立場に立って、情操、環境、適正管理指導相談などを業務とするもの、こういうふうなセンターを設置してほしいということでございます。費用としては、例えばでございますが、道路管理者、市町村、県で負担をしていく、このような動物愛護飼育管理センター（仮称）を早急に設置することを望むものであります。

5点目でございます。動物等の死体処理は、さらに増加の傾向にあります。市としても県や国に以上のような提言をすることなど積極的に解決策を提起するとともに、地方自治体として新しい方策を発信していくため、狂犬病予防県捕獲請負業者と直接相談をするなどし、広域的に検討されることを提言いたします。

以上5点を提言いたしました。この件について市長の御所見を賜りたいと思います。

今回、大きく五つの項目について提言という形で申し述べさせていただきました。県に対

しての要請、要望の件、市として、あるいは近隣の市、町及び杵藤広域圏の問題とし、早急に提起するなど検討されるようお願いをするものでございます。

以上のことについて御所見をお伺いし、2回目を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

先ほどトレイの件で申されましたけれども、私どもがお願いいたしますのは、どうしても出せない人と、そういった事情にあられる方は、黄色の容器包装プラスチック、ビニール類でお願いしたいと。これでだれかれもが出されますと、私どもも困るもんでございますから、どうしてもという方をお願いをしたいと思います。

それと、提言につきましてはありがとうございました。私どもといたしましても、早急に行えるものは取りかかってまいりたいと思います。それと、先ほど言われました動物愛護飼育管理センター、4点目だったと思いますが、これにつきましては、他の市町村等の動向等を、考え等を参考にさせていただきたいということで考えております。

それから、動物死骸焼却施設の件もあったかと思いますが、これは広域圏の杵藤クリーンセンターの方で、平成15年度の事業として建設の計画に上がっているところでございます。

○議長（中島邦保君）

10番寺山富子君。

○10番（寺山富子君）

3回目を行います。

今おっしゃっていただいたのは、動物、何か15年度に計画をしているということですか。ということは、動物専用の焼却炉が杵藤クリーンセンター、場所はどのなんでしょうか。杵藤クリーンセンター等に設けられるということなんでしょうか。その辺ちょっと、今の答弁では詳しくわかりませんでしたので、さらにもう1回、そういうことでありましたら、それをもうちょっと詳しく御答弁をしていただきたいと思います。現在、言いましたように、杵藤地区には動物専用の焼却炉がないわけですね。それで、15年度につくられるということで、この稼働が15年のいつごろにできるのかということが大変重要になってまいりますが、計画だからですね、これが設置されて、いつごろから稼働できるのかということもあわせてお願いをしたいと思います。

というのは、その間どういうふうになされていくのかと、非常に問題があると思いますので言っているわけで、それができたらそれで非常にいいことで助かります。その期間ですね、それが稼働できるまでの間に、例えば、佐賀の方に不要犬の引き取り業者、これはアルファ

一産業というところだそうですが、ここはきれいに焼却をし、そして、焼却した後も、弔いもきちんに行われているということで、こういう業者さんもありますので、それまでの間、そういうところを利用されることも、いろんな動物愛護の立場からも、環境面の立場からも、情操教育の立場からもぜひ大事だと思いますので、稼働の時期によってはそういうこともぜひ考えていただきたいと思いましたが、その辺をもう一遍お伺いをさせていただきたいと思います。

それから、私が仮称で申しましたことについては、それぞれの近隣の市町村と話し合いをしていくということでしたが、市町村と話をさせていただくとともに、これに対する処置というものは県の任務といいますか、責任というものも大変重要であろうかと思しますので、県の方に対しても申し合わせ事項等を取りまとめていただいて、皆さん一緒になった行動をしていただくことが一歩前進、二歩前進につながっていくかと思しますので、その辺についてももう一回御答弁をさせていただきたいと思います。平成15年の動物専用の焼却炉については詳しく御答弁をいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

事故死等の動物を処理焼却する施設は平成15年度の予算に上げておまして、今月の27日に広域圏の議会にかけまして、これが通過すれば、すぐ建設にかかります。

先ほどちょっと課長の方からメモが来ましたが、10月までには完成予定ということで、完成をいたしますと、すぐ利用できるよということでも私の方からも広域圏の方に提言をしておきたいというふうに思います。

それから、それまではどうかということですが、それまではちょっと今までのやり方でつないでいただきたいと思います。このクリーンセンターに併設をするということ、きっかけは、実はイノシシなんか非常に今ふえていると、県内全部ですね。そういうことで、県内7市の県への要望の中でこの項目が入りまして、そして、イノシシの頭数なんかは一番鹿島が多かごたっけん、鹿島から代表で知事さんに要望してくいろということでも要望しましたところ、これはイノシシのごたっけんは一般廃棄物になつとんもんないと。そいけん、これは市町村の仕事ばんということでも御指摘を受けまして、そして、それを受けてクリーンセンター等で議論をしまして、このイノシシ等に限らず、犬猫もというふうなことになってきたわけでもあります。イノシシなんかは冬場なんか捕獲をしますと肉として食べれるわけですけど、夏なんかはちょっとなかなか保存がきかないということで、どうしても焼却に回すと、その焼却の施設がないと、こういう事情もあるようでございます。

それから、事故死を連絡する先を提示するとか、相談所とか、これはやっぱり住民の皆さんは、この道路やいけんあそこに連絡せんばらんとか、こういうことではいけませんの

で、市で窓口を一本化して、市で受け付けた上で手配先に手配をすると、こういうシステムを確立するべきであるというふうに思いますので、そういうシステムを確立して、そして、こういう事故死等を発見された場合にはこの電話番号に電話してくださいと、こういうことをちゃんと決めまして住民の皆さんにお知らせをすると、こういうことで対応したいと思います。

○議長（中島邦保君）

以上で10番議員の質問を終わります。

次に、4番山口瑞枝君。

○4番（山口瑞枝君）

4番山口瑞枝でございます。通告に基づき一般質問を行います。

その前に、訂正をお願いしたいと思います。通告しております3番目の項目の市役所の活性化というところで、(1)の正職員、嘱託員のあり方についてという表題を出しておりますけれども、この「嘱託員」を「嘱託職員」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく3点についての質問でございます。1点目は、大きい1の21世紀の鹿島市大いなる田舎づくりとは、具体的施策を問う。それから、大きな2点目の学校図書館の現状と司書教諭の配置について。大きな3番で、市役所の活性化ということについて質問をさせていただきます。

まず、1点目の21世紀の鹿島市大いなる田舎づくりとは、具体的施策についてでございます。

第4次鹿島市総合計画は、人が輝くまち鹿島、大いなる田舎の創造を掲げ、実施計画の策定に当たっては、主要施策の実現のために中期財政計画などの整合性を図りながら、21世紀初頭の鹿島市での中長期展望に立った都市づくり、目的達成に向けての3カ年、平成15年から17年度の短期計画であります。地域市民が主体となって取り組むまちづくりを重視し、物の豊かさから心の豊かさへ、環境、福祉、教育、文化などのソフトの充実など、基本理念に基づいたものであります。

大いなる田舎の創造とは、自立と連携を進め、創造する産業都市、福祉の心でみんなが支え合う福祉都市、学び、楽しみ、交流する生涯学習都市、安らぎと潤いのある美しい地域中核都市、プロ市民が育つ参加と連携都市、この5本の柱、八つの重点プロジェクトを中心に、ハードからソフトへ、物の豊かさから心の豊かさへと転換を、市政運営の指針として取り組まれてこられましたことを昨年の3月議会で市長は述べられております。

また、具体的施策の展開として、学校の福祉教育、海の森事業、生涯学習センターを活用した市民主体のソフト事業、伝承芸能の伝承、肥前浜宿の歴史的街並み保存事業などの事業展開がなされてきたところでございます。

今後3年間、この15年から17年の実施計画の策定において、具体的な施策の展開は大いに市民が期待するところでもあり、厳しい財政状況と合併問題を前に今後の鹿島市の姿を描く上で注目するところでもあります。今後、大いなる田舎づくりの施策が実施計画に基づきどのように展開されようとするのか、提案を含め質問してまいります。

まず、(1)のスロータウン構想についてでございます。

最近、スロータウンやスローフードといった言葉をよく耳にするようになりました。これは、スピードや効率ばかりを追求してきた社会を見直そうというものであります。しかし、スピード社会を否定するものではなく、スローとスピードの二つの社会がお互い共存し合うものであります。スローとは、一般に遅い、鈍いなどの意味で使われますが、手間をかける、深く掘り下げるの意味を持ち、スロータウンとは、手間暇かけて物事を深く追求し、保存、再生に重点を置く、この社会を目指すことを理念としております。

先ほども相知町のことが出てまいりましたけれども、この理念に基づいて、平成14年1月に、県内では東松浦郡相知町を初めとする全国54市町村が加盟してスロータウン連盟が発足されております。このスロータウンは、イタリアで始まりましたスローフード運動がヒントになっていると言われております。規格化のファストフードに対し、地域独自の食文化を守ろうというのがスローフード運動であり、スロータウンはこれをもとに幅広い分野までを対象としたものであります。相知町では、出会いとふれあいの町を基本に、農業と観光の一体化、花と緑の町づくり、先ほどありました棚田の里づくりなどを打ち出されております。

本市におきましても、このスロータウンを実現するための保存再生活動として、1、地産地消、2、郷土文化、郷土芸能、郷土工芸品、郷土料理のリニューアル、地産、里山、里川、里海の保存再生、4、近所同士の助け合いなどが上げられると思います。

今回、市長は施政方針演説の中で、21世紀のまちづくりの視点を私たちが住んでいるこの地域から、日本、そして世界に、さらには地球的規模にまで視野を広げて物事を考えながらも、行動は足元からしっかりと地道にやる、発想はグローバルに、行動はローカルからという考えが必要ではないか。また、田舎には田舎の暮らし、生き方、価値観があり、歴史に根差した文化や伝統があり、地域の持つ潜在力や魅力を引き出し、流出していた人口に歯どめをかけ、逆に都市から流入を促すような仕組みをつくっていかねばならないと述べられております。これはまさにスロータウンの視点で、自分たちの足元を見詰め直すことで豊かな自然や文化や伝統が根づいているのを再発見できるのではと考えます。大いなる田舎づくりのために、スロータウン構想は重要施策の一つとして実施計画に組み込んでいただきたいと思っております。

質問ですが、その一つに地産地消の普及の取り組みについての考え方についてお尋ねをいたします。

それぞれの地域で、イチゴ、タマネギ、ミカン、レンコン、トマトなどの特産品を育てて

売り出す都会などの消費地だけでなく、地域でとれた新鮮な農産物や畜産物は地域内で消費する地産地消の取り組みへと広がりを見せております。本市におきましても、各地区に直売所が次々と立ち上げられました。また、地場産物を使ったスローフード運動は、その土地に昔から伝わる郷土料理をゆっくり味わって食べようというもので、当然、そこには質のよい素材を提供する生産者を育て守ることもつながり、子供たちや消費者に味わってもらい、伝統食のよさを知ってもらうことにもなります。

本市の実施計画にも、15年度に農産加工商品バックアップ事業や地場産業振興対策などの事業計画がありますが、具体的にはどのようなことが計画されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、学校給食への地場産物の普及についてですが、このことはさきの議会でも質問いたしておりますが、再度、食文化との観点からお尋ねをいたします。

福岡県では、県内各地で最も親しまれているがめ煮、これは筑前煮とも言うそうですが、学校給食に採用するよう求める運動が展開されております。食材は、その地域で生産されるものを利用する。手間暇はかかるが、こうした取り組みが地域の人に自信をもたらし、伝統文化を生んだふるさとの歴史や文化を誇りに思うに違いないということです。私もまさにそのとおりだと考えます。

15年度から2カ年計画としてふるさとの食の日支援事業として、小学校への地場産物利用推進ということで計画がなされております。本市でのこの取り組みについても状況をお知らせいただきたいと思っております。

緑豊かな自然が持つ安らぎや潤い、その土地にしかない郷土料理や農産物は丸ごと地域の文化であり、個性であると言われます。そこで、学校の環境学習とエコクラブについてお尋ねをいたします。

先ほど食文化については述べましたが、安全な食品を消費する、このことは自然環境の保護や環境対策にも大きくかかわってくると思っております。学校では、福祉教育に続いて、環境学習にも力を入れられておりますが、子供たちの環境に対する学習や関心は郷土愛をはぐくむためにも最も重要なことだと考えております。

現在、学校で行われている環境学習の状況とその成果、また、現在では明倫小学校にエコクラブが設置されておりますが、このエコクラブの活動についてお知らせをしていただきたいと思っております。

次に、大きな2点目でございます。

学校図書館の現状と司書教諭の配置についてでございます。

文部科学省が1月29日に公表しました学校図書館の現状に関する調査によりますと、本年度から学校図書館の蔵書充実に向けた地方交付税が前年度に比べて2割ふえる中、自治体の図書購入費はそれほどでも上がらなかった。また、ことし4月から12学級以上の学級校に義

務づけられる司書教諭の配置は、全体で1割にとどまっているという報告がなされております。その一方では、図書活動自体は各校とも推進をされているということです。

13年の子供の読書活動の推進に関する法律、この制度を受け、国は本年度から5カ年計画で学校図書館図書整備費を650億円とする計画をつくり、学級数に応じた公立小・中学校の学校図書館の蔵書数の標準、学校図書館図書標準の達成率を18年度まで100%とするというのが目標としております。そこで、本市における学校図書館の現状をお聞かせいただきたいと思っております。

また、9年の学校図書館法の改定により、ことし4月以降は12学級以上、すべての小・中・高で司書教諭配置が法律上要請をされております。当該学校で発令済みが約20%、4月までは100%になるはずとしております。12学級以上の学校が全国に2万1,766に対し、司書教諭の資格者は5万4,166人で、当該校を賄えるだけの資格者はそろっているということになります。資格者を当該校に配置するのは都道府県教委の役目であり、市町村教諭や学校の責任であるともしております。本市における司書教諭の配置の実情をお知らせいただきたいと思っております。

また、本市における読書活動の現状をお伺いしたいと思っております。

まず一つに、学校図書館の開放状況です。地域に開放がされているかどうか、その状況。それから、全国一斉読書活動が行われているのか、実施頻度はということで質問いたします。それから、蔵書の現在の状況、次に、図書標準に占める現有冊数の割合、これは標準達成できているのかをお尋ねいたします。

次に、大きな3点目についてでございます。

市役所の活性化のための正職員と嘱託職員のあり方についてのお尋ねでございます。

現在、市職員には正職員、嘱託職員、アルバイトの3種類があると思っております。正職員については、大体3年をめどに庁内異動があり、総合的な行政業務に当たることが一般的だと思われませんが、嘱託職員については、その仕事の内容は主に専門的なものが多いと思っております。図書館司書、教育委員会の相談員、福祉関係の相談員さん、それから、市民に対して最も身近であり、専門的な知識を受けられる点では、その専門的知識や技能を持つ嘱託職員の考え方、あるいは、経験が正職員と同等に施策へ組み込まれる必要があるのではと考えております。

行政には、地方分権や合併の流れの中で、これからはよりよい専門性が求められてまいります。その対応のためにも職員の専門的知識や技能も要求されてくるとは思いますが、現状としては嘱託職員がその対応を行っていると思っております。これら嘱託職員の方々の会議への参加、あるいは勤務年数制限等、検討する必要があるのではと思っておりますので、この件についてお尋ねをいたします。

以上の点について1回目の質問といたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中島邦保君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（中島邦保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山口農林水産課長。

○農林水産課長（山口賢治君）

4番山口議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、地産地消の取り組み、あるいはスローフード運動についてでございますが、私なりにスローフードとはどういうものか、文献をひもといて見たところでございます。まず、その1番目に、その土地の生産物であること。2番目が、素材の質がよいこと。3番目が、その土地の風習による生産法によってできたものであること。4番目に、その土地に活気を与え、郷土の社会性を高める食品であること。そういうふうな定義がなされておりました。つまり工場生産であるファストフードは、現在の食生活の花形というふうになっておりますが、対照的にスローフードは、調理する人が原材料の吟味をして、食する人の健康や生産者の気持ちまでも生かした食べ物にして、食卓を喜びの場にしていく力を持っているもの、それがスローフードの効果だと、そういうふうに定義づけられておったようでございます。

地域の資源あるいは天然資源を見詰め直し、和食を見詰め直し、地場の野菜等を使い、食事を手間暇をかけてつくって、楽しみながら健康でいやされた気分になりたい。そんな日々を送れるまちに住みたいと、そういう人が今ふえているとも言われております。特に町部におきましては、田舎から大都会へ就職をしたりして、高齢者になってくるとともに、ふるさとが思い出される。そういう中では特にスローフードについての懐かしさといいますか、そういうものが多いというふうなことを聞いております。

今、そういうことで、都会ではスローフード運動が始まったということも記載されておりましたけど、この運動の柱は、一つが、消えつつある郷土料理の質のよい食品を守ること。2番目に、質のよい食材を提供してくれる小生産者を守ること。3番目に、子供たちを含めた消費者全体に味の教育を進めていくこととされているようでございます。

また、地産地消につきましては、鹿島市農業農村ふれあい運動を平成13年度より始めております。それと、食の教育は13年度から15年度までの予定で計画を進めております。そのほかに、地産地消推進事業を初め、そして市内の11カ所の直販所においては、その活動を実施しているところでございます。これに地域の食文化や郷土芸能の継承活動、あるいは近所間の助け合い、コミュニティーづくり、地域での子育て等を地道に手間暇かけて実行していくことがスロータウンづくりにつながっていくものと、そういうふうに思っております。

市長が提唱されております「大いなる田舎づくり」こそ、まさにそのスロータウンづくりであるというふうに感じております。第4次総合計画を一つ一つ実現していくことこそが大事でありまして、これまでもこれらに関するいろんな事業を実施してまいりましたし、平成15年度の予算にも反映させて推進してまいりたいと思っております。

次に、農産加工新商品開発バックアップ事業でございますが、市内の農産物直販所では、農産物に一部手を加えたいろいろな商品を販売されておりますが、さらに新しい商品を開発するための費用の一部を支援する事業でございます。13年度におきましては、能美の里での田舎まんじゅうの開発、14年度はいなりの里における三色かりんとうの開発、そして15年度は七浦千菜市の方から手を挙げていただきまして、新しいジャムの開発をされております。

次に、学校給食に地域産物をとということにつきましては、給食につきましては、担当の教育委員会からもお答えがあると思っておりますが、農林水産課といたしましては、ふるさと食の日支援事業を15年度から実施いたしてまいりたいと計画をしております。この内容は、小・中学校の給食の中の副食の部分を、地域で生産された農畜産物を使っていただくものでございます。まず、年10日程度を予定しております。経費につきましては、給食費に1人当たり140円を上乗せするということになってまいります。平成15、16年度を小学校、17、18年度に中学校ということに順序立てをしております。給食には、やはり地域の農畜産物や有明海でとれた魚介類の使用をしていくのが好ましいと思っておりますが、給食全体通じての食材を市内で供給することは、現在の時点ではちょっと不可能である、そういうふうに思っております。今後はJAやあるいは生産農家の皆さんと協議をし、なるべく多くの地場産の農産物を供給できるように検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

4番議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食に、いわゆる地産地消、地域産物をとということについてお答えをいたします。

佐賀県内には全国に誇れる多彩な農産物が生産されておまして、学校給食における地産地消は、時代を担う子供たちに食糧や農業に対する理解と醸成を図り、また身近なところで生産された新鮮でおいしく安全な農作物を食べるということを通じまして、ふるさとに対する愛情を高めるというのが目的であります。

今年度における地産地消の実績を申し上げますが、主食の米につきましては、鹿島市の年間の需要量は3万2,528キロでございますが、これまでに3万1,860キログラムを鹿島市の農協より購入いたしておまして、ほぼ100%の達成になっております。購入量につきましては、今後もふえるものと思っておるところでございます。

副食の食材につきましては、これは平成14年度の2学期の実績でございますが、金額ベースで40.9%、重量ベースでは37.8%となっております。平成13年の佐賀県下の平均値の31.9%を上回っておる状況であります。食材別に申し上げますが、里芋、ミカンにつきましては100%、キュウリが93.3%、ホウレンソウが78.9%となっております。そのほかにはキャベツ、ネギ、タマネギ等となっております。メリットといたしましては、とりたてで新鮮、生産者の顔が見えて安心、授業の教材に活用できる、身近だから利用しやすいなどが上げられておりますが、問題点といたしましては、鹿島市は共同調理場方式で完全給食を実施しておりますけど、第1調理場、これは小学校の調理場でございますが、小学校分の調理でございますが、2,400食、第2調理場につきましては1,400食分という大量の食材を安定して確保する必要があります。量がそろわない、規格が均一でない、安定供給や納入時間の問題、種類がそろわないなどが今後の課題となっております。学校給食週間のことしの1月24日には、地元の食材を88.4%使用しました。うま煮とゴマあえを副食といたしましたが、調理師の感想といたしましては、ニンジン、里芋の規格が小さく、皮をむくのに手間がかかったという感想でございました。

今後とも地域農業の振興、活性化のため、業者の方には地元産品の納入をお願いし、農協及び青果市場や直売所とも連携を図ってまいりたいと思っております。

先ほど農林水産課長が申しあげましたように、平成15年度から18年度の4カ年事業で、ふるさと副食の材料として、8割以上を利用することになる「ふるさと食の日」を年間10日以上実施いたしますので、その結果を注目したいと思っております。

次に、環境学習とエコクラブの活動についてお答えいたします。

小・中学校における環境学習とエコクラブの取り組みの実態はどうかという趣旨の御質問だったと思います。鹿島市における環境教育は、第4次総合計画の施策にも掲げておりますが、積極的に環境問題を取り上げ、正しい知識、理解の習得、実践的態度を培い、自然を愛する豊かな心をはぐくむなどの目標を持った取り組みをしております。総合的な学習の時間には、自然環境に関するいろいろのテーマについて、学校の実態に応じた学習を外部の指導者や関係機関等の協力のもとに行っておりまして、奉仕活動や体験活動を通しまして認識を深め、解決へ向けての実践的態度を育てるように努めております。

エコクラブの活動の状況でございますが、明倫小学校の4年生の3クラスがこどもエコクラブに入会し活動をしております。総合的な学習の時間を使って環境下水道課の協力を得ながら、EM菌を使った水質浄化問題に取り組んでいるほか、水生生物調査、北鹿島での野鳥観察など、関係者の皆様の御指導によりまして実施をいたしております。ほかの学校も川の探検、ごみ問題、リサイクルなどについて環境学習に取り組んでおりますが、こどもエコクラブに入会している学校はございません。今後、明倫小学校のこどもエコクラブの活動の成果、今のところ水質浄化に関する成果は出ておりませんが、エコクラブについての認識や情

報を環境下水道課とともに連携を図り、各学校に提供するとともに、サポーターの方、これは大人の方が1名おられれば入会することができますので、地域においてもエコクラブの活動意義を紹介していきたいと考えております。

環境教育、学習の成果といたしましては、意識の高揚が高まったものと思っております。分別収集の実施により意識の高揚、ごみの問題、大気や川の汚染の問題について、意識の高揚が高まったものと考えております。

自然環境と農産物、食文化と環境学習についてお答えします。

小学校5年生の社会科では、農業、水産業の学習の中で、食糧の生産を中心に発展的な問題として、農業のことなど安全性の問題を扱っております。また、米づくりの学習とあわせて、実習田での米づくりも体験しております。さらには国土の環境を守るという単元で、大気汚染、水質汚濁の問題も扱って学習しております。ところで現在、環境下水道課では、鹿島市環境基本計画を策定中ですが、その中に地球環境保全を進めるという行動目標があります。施策といたしましては、産業活動においては、減農薬、有機栽培農業の推進を掲げておりまして、環境教育におきましては、環境教育の充実を図り、環境副読本の作成・配布、環境講座、出前環境講座の開催を施策に掲げておりまして、基本計画策定後に具体的な方策等につきまして、関係部署と連携を図りながら計画実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、大きな2番、学校図書館の現状と司書教諭の配置についてお答えします。

まず、学校図書館の活用状況、蔵書冊数などの現状でございますが、学校図書館には、読書活動を推進する読書センターと学習活動を支える情報センターとしての大きな二つの働きがあります。総合的な学習の新設などにより、調べ学習の場としての図書館の活用がふえております。現状をお知らせいたしますと、まず蔵書冊数でございますが、小学校7校では5万8,000冊となっております。ほぼ標準冊数を満たしております。また、中学校2校では2万1,000冊となっております。これは標準冊数の82.2%という状況にあります。

次に、年間1人当たりの活用状況でございますが、小学校では83.5冊となっております。全国平均の74.4冊を上回っております。中学校におきましては6.8冊となっております。全国平均の25.2冊を下回っております。この原因につきましては、部活動や家庭学習、塾通いにより読書に充てる時間がなくなっているのではないかとこのように思っております。

参考までにお知らせしますが、鹿島市民図書館の鹿島市の児童・生徒の利用状況、これは平成14年の4月から15年の1月までの10カ月間のトータルでございますが、この状況をお知らせいたしますと、全入館者数の24.38%を児童・生徒が占めております。1人当たり直しますと、1日当たりでは小学生で49.27人、中学生では22.65人となっております。貸し出し冊数は1人平均約4冊となっております。予算について御説明いたしますが、平成15年度

の当初予算は、前年度当初予算の対比といたしまして、14年度当初予算と比較いたしまして、13.5%増の4,738千円を予定いたしておるところでございます。

読書活動の現状をお答えいたします。今年度は朝の読書、8時15分から約10分間程度、これは学校でそれぞれ違いますが、早朝に10分間程度の朝の読書活動を全小・中学校で実施をいたしてございまして、この読書活動につきましては、平成15年度も引き続き実施する予定にいたしてございます。メリットといたしましては、落ちついた気持ちで1日がスタートし、学習に集中できるようになったなどの効果があらわれております。明倫小学校では、学期に一、二回ありますが、外部指導者（スクールボランティア）の御協力によりまして、昼休みに1、2年生を対象とした読み聞かせ教室を開催してございます。

学校図書館の地域開放につきましては、今のところ実施をしておりません。

次に、司書教諭の配置について御説明いたします。

平成9年6月に学校図書館法の改正がなされており、学校図書館の専門的な職務をつかさどらせるために司書教諭を置かなければならない。司書教諭は教諭をもって充て、司書教諭の講習を修了した者でなければならぬとなっております。設置の特例規定がございまして、12学級以上ある学校につきましては、平成15年の4月1日からは司書教諭を必ず置かなければならないとなっております。すなわち11学級以下の学校につきましては、当分の間は置かないことができるというものでございます。

鹿島市でも、鹿島市立小・中学校に関する規則の一部改正を行いまして、司書教諭の設置についての規定を設け、平成14年7月1日から施行いたしました。選任に当たりましては、当該学校の教諭うちから、校長の意見を聞き、教育委員会が任命いたすものでございます。ちなみに12学級以上ある学校で、鹿島小学校、能古見小学校、明倫小学校並びに西部中学校の4校につきましては、昨年の7月に司書教諭としての任命をいたしてございます。また、東部中学校につきましては、平成15年度からの配置を予定いたしてございます。

以上で終わります。

○議長（中島邦保君）

江頭総務課長。

○総務課長（江頭毅一郎君）

私の方からは大きな3番の(1)、正職員、嘱託職員のあり方についての御質問にお答えをいたします。

御存じのように、地方公務員につきましては、特別職と一般職がございまして、特別職につきましては、特定の知識、経験に基づきまして、随時地方公共団体の行政に参加をしている者、あるいはほかに生業を有することを前提といたしまして、一定の場合に限り、地方公共団体の業務を行うこととなります。いわゆる職業的でない公務員と解されております。また、一般職は特別職を除くその他の公務員ということとなります。

そのようなことで、嘱託員の職務内容を見てみますと、目的によりまして大きく二つの形態に分けられるのではなかろうかと思えます。一つ目は、一定の手順、広報によりまして処理が可能なこと。すなわち比較的市の施策形成に関与をすることが少ないということがございますので、補助的業務に従事するものがございます。それが一つ目でございます。二つ目といたしましては、あらかじめ明確に定められた手段、手法ではなくして、その時々におきまして、みずからの識見や経験、幅広い知識に基づきまして業務を遂行しながら、施策の企画、立案、住民との折衝、組織の管理等を行いまして、市の行政に積極的に参画をするというものがございます。

そのようなことで、嘱託員数を昭和14年度で見ても、市長部局で4名、教育委員会部局で44名の合計48名おられます。その任命内訳を見てみますと、市長部局につきましては、健やか教室相談員とか、自然の館の事務局長あるいは事務補助の方、それから同和地区の生活指導員等がでございます。教育委員会部局におきましては、エイブルの館長、図書館長、それに伝統的建造物群の調査事業の事務局長、陸上競技場の専門員、あるいは図書館、公民館の事務補助、学校用務員、学校給食配送運転手がございますが、いずれにいたしましても、それぞれの設置趣旨に基づきまして、業務に精励をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

4番山口瑞枝君。

○4番（山口瑞枝君）

2回目の質問に入らせていただきます。

ただいまスロータウン構想については、私がここで申し述べたように、課長の方でもいろいろと調べていらっしゃると思います。全体的には第4次総合計画の中で言われております「大なる田舎づくり」というのは、まさにこのスロータウン構想だというふうなことをおっしゃっていただいたと思います。今、大変鹿島市の行方というのが市民に注目されているというようなことございますので、やはり足元をしっかりと見据えたこういうまちづくりに積極的に施策を遂行していただいて、私たちも市民とともにこういう鹿島の未来像というのは、これから本当に見据えた中でいかなければならないというようなことを強く感じております。

これに基づいてスロータウン、スローフードの運動ということで、各今事業の方もお伝えをいただきましたけれども、やはり地元の生産物、地場産品というのは、学校給食に利用するにしても、やはり安心・安全で、つくる生産者の顔が見える。これは食材にしても、そういうものがあるということは、子供たちに安全なものを食べさせる上では、本当に地場産品、安全性の高いものを利用していただくということは、とてもいいことだと思っております。

ふるさと食の日の中でも、そういう計画もされておりますし、現在、14年度、13年度にもそういうことをされて、その結果は子供たちがどうであったかというのは、ちょっとコメントをいただかなかったんですけれども、よろしければ、そういうものを子供たちに提供して反応はどうであったかというのがわかれば、2回目の質問の中で御答弁をいただきたいと思っております。

それから、先ほどのふるさと食の日、それから11カ所の直売所で実施をされております、新商品開発事業ですね、そういうものも今11カ所市内の方には地場産品を直売所があるということもございますけども、その中で地場産品をつくったいろんな商品開発もされております。そして、やはり私は先ほど地場産品、地産地消ということを申し上げましたけれども、鹿島市は観光地、祐徳神社あるいはいろんなところに来られるお客様にも、外部からも鹿島の特産品、そういう開発した商品を食べさせていただいて、その産物、ああここではこういうものがとれているというような、県外の人にも市外の方々にも宣伝効果があるんじゃないかというふうにも思っております。この事業は、これからも17年度、18年度まで続けられるということもございますので、ますますそういう生産者が生きがいつくり、そしていいものをつくれるような、そして、それを地元の直売所で売って、地元の方も買っていただくというふうな、こういう流れの中で、今後、地場産品の普及が続けていかれるものと思っております。

それから、環境学習について質問をいたしましたけれども、エコクラブについては、ただいま明倫小学校が3クラスをやっているということもございます。私も推協の方で環境下水道課の方と一緒に、このEMだんごづくりにも参加をさせていただきましたけども、やはり子供たちはこういうのを総合学習の中で取り上げられてやっということですので、本当に楽しんでやっというふうな気がいたします。それで、まだ結果としてはEMだんごを各何カ所か市内のため池等に投入をされておりますけれども、その結果はまだちょっと出ておりませんが、微生物の調査から始まって、いろんなことを鹿島の自然の中で環境はどういうふうに影響していくかということも学習する面でも、子供たちが外に出ながら、こういうところを見て、そしてEMだんごを投入し、その結果が見えてくれば、ますます子供たちも環境に対するいろんなところでの問題が見えてきて、本当に自然を大切にしたい気持ちが学習の成果としてあらわれてくるんじゃないかと思っております。明倫小学校に続いて、ほかの学校でも、今できるというふうなことをおっしゃいましたので、ほかの学校にも、大人の方が1人指導者がいらっしやればエコクラブをつくることができますよということもございますので、学校だけに限らず、学校、子供たち、そして地域の大人たちも一緒になって、このエコクラブの活動をしていけるような、そういうことの御指導もいただきたいと思っております。

それから、ただいま司書教諭のことをおっしゃっていただきましたが、まさにそのとおり

12学級以上は1人ずつ置くということで、平成14年の7月からは鹿島小学校、能古見、明倫小学校、西部中学校ということで、お一人ずつ図書の教諭を配置していただいたということでございます。15年度が東部中学校ということでございますので、これで読書活動、そして子供たちへの読書に対するいろんな知識、それからそういうものをますます本を読むようになってくるんじゃないかと思えます。

それから、先ほどの報告の中で、やはり中学生の読書というのが少し少ないような気もいたしております。それからまた、そういう指導も勉強の方で忙しい、部活のことで忙しいとか、そういうことでありましようけども、これからの読書指導の中では、もっと本に親しむというようなことも、これからやっていっていただけるかと思っております。

それから、先ほども少し触れられたんですけれども、学校だけの図書の推進活動あるいは読書活動ということじゃなくて、先ほどおっしゃった中には、学校だけの人材じゃなくて、学校のほかの方から識見を持った方々のボランティアの力をかりて読書活動、読み聞かせをやっているということをおっしゃってございました。これは明倫小学校ですけれども。やはりこういうことを外部からボランティアの方に入っていて、週に何回、月に何回かわかりませんが、読み聞かせや、あるいは蔵書の整理といったようなものも、そういう方とコミュニケーションをとりながらやっていかれるのも読書推進の一つじゃないかと思っております。こういうことを教育委員会の方も学校の方もやっていらっしゃるということは、これからますます地域の人たちのサポートというのが必要になってくると思っていますので、ボランティアの力をもっとかりられるような仕組みを推進していただきたいと思えます。

それからもう一つお尋ねをしたかったんですけれども、公立図書館、つまり鹿島市の図書館との連携ということはやっていらっしゃるのか。例えば、小学校の図書館というのは、本を多分読んだり、それから学習活動の中で教科を中心とした学習活動の中で使われていると思えますけれども、蔵書整備は学校は学校なりの整備をされていると思えますけれども、公立とか市立図書館の本を利用するというようなこともありますので、蔵書計画の中に多分データを交換し合いながらやれば、そちらの方との連携をとって、絶対学校じゃなくてはいけないというようなことにはならないと思えますので、そのあたりのデータの交換とか、公立図書館との連携はどのようにやっていらっしゃるのか。同じ冊数でも効率的な利用ができるというふうに感じますので、データベース化ということについては、どのように今考えていらっしゃるのか。そういうことをされているのか。もう一回お願いをしたいと思います。

蔵書の数も標準には達しているということでございますので、予算化の方もされております。そういうことで、やはり子供たちの読書離れに歯どめをかけるためにも、そういった推進を学校の方でもやっていただいているということでございますので、少しは安心をいたしております。また、朝の読書活動もいろんな成果が出ているようでございまして、やっぱり落ちついた気持ちで次の授業時間に入られるということは、子供たちが学習に対する態度も

そういうふうなことでよくなるんじゃないかと思っております。

それから、活性化のために正職員と嘱託職員のあり方についてということでございましたけども、それぞれ教育委員会なり、あるいはいろんな部署で嘱託職員の方の専門性を生かしながら、施策に反映できる部署については、その施策に反映できるようなシステムをやっているということでございます。それで、やはり今からは福祉関係とか、そういう相談員の方々は大変な知識を持ってやっていらっしゃると思いますので、なるべくそういう方々の意見を反映させられる、施策にも反映できるような、そういうことで会議等の出席、あるいはいろんな研修の場にそういう方々を反映させていただくような、これからもシステムをつくっていただきたいと思っております。

質問の方は先ほどの図書館の関係で、また再度お願いしたいと思っておりますので、その結果をいただいて、3回目はやりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中島邦保君）

矢野産業部長。

○産業部長（矢野 正君）

先ほど担当課長の方から申し上げましたが、この取り組みの強化につきましては、さらに開発をされた能美の里の田舎まんじゅうなり、あるいはいなりの里の三色かりんとう等を十分この関係が好評でございますので、今後も幅広くPRに努めていきたい、このように思っております。

このスローフード運動というのは、もともとはイタリア北部の小さな田舎町で始まった、このように言われております。注文してすぐ目の前に出されるファストフードじゃなくて、また別にその土地に昔から伝わる郷土料理をゆっくりと味わって食していただく。こういう中から、当然に質のよい素材を提供する生産者を守り育てる。こういう意味合いもございまして、子供たちや消費者に伝統食を味わっていただいて、そのよさを知っていただく。こういうねらいもあるわけでございます。手間はかかりますが、こうした取り組みが地域の人に自信をもたらし、あるいは伝統食を生んだふるさとの歴史や文化を誇り守っていただく。このような願いもあるわけでございます。先ほどおっしゃいました、その土地にしかない郷土料理や農産物は、丸ごとその地域の文化であり個性でもあります。山、川、海、ともに生きる人々の一体となった財産でもございます。先人が営々と築き上げてくれた豊かな景観や風土、このことは大切にしていきたいと思っておりますし、地域資産の普及や、あるいはスローフード運動というものは、このことの推進こそが、今鹿島市が掲げております「人が輝くまち鹿島」、サブテーマの「大いなる田舎づくり」、その人と人、人と自然、開発と保全、都市的利便性と田舎の温もり、ここらに必ずや直結していくものだと、このように確信をいたしているところであります。

○議長（中島邦保君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目の御質問にお答えいたします。

1月24日実施の学校給食における地産地消の子供たちの感想はということでございますが、子供たちの感想は、とてもおいしかったという感想を私ども報告を受けております。

次に、学校図書館と市民図書館、公立図書館との連携はという御質問でございますが、現在、市民図書館におきましては、団体の貸付制度がございます。その団体の貸付制度、100冊を限度に貸し出しておりますけど、小・中学校の利用は多いものという報告がっております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

関連で3点ほどまとめて申し上げたいと思いますが、一つは、ふるさと食の日に関する子供たちの反応ということは、今、子供たちがおいしかったということですが、食事が出れば子供たちはおいしいかどうかという反応は当然あるわけですが、この中でもやはり郷土の産品への思い、あるいは感謝、あるいはつくられる過程といいますか、そういうふうなことに對しましては、改めて意図する機会として、さらに喚起を図っていくような手だてをとっていきたいというふうに思っております。

それから、2点目のエコクラブ関係ですけれども、基本的に環境に関する学習というのは、特定の人や殊さらに時間を設けて研修をするというようなことではなくて、学校でも家庭でもふだんの社会生活を営むものすべてが、あらゆる機会、場面で感じ、疑問を持ち、あるいは体験するような学びであるというふうに私は思っております。したがって、子供たちも自然環境の変化、あるいはそれに伴う食文化といいますか、このあり方につきましても、やはり年齢とか発達段階に即して切実感であったり、あるいは感謝の念であったり、案外シビアな面というものを共有しているところもあると思っております。例えば、エコクラブにいたしましても、これはあくまでも自主的に行う活動でありますので、入会へ向かう関心が高まるような、あるいは入会をして一層考え方や活動の幅が広がるようなつながりというもの、私どもとしても当然していかななくてはならないというふうに思っております。願わくば学校というよりも、地域での取り組みとして、時間をかけて根づいていけば大変望ましいことかというふうに思います。

3点目の図書館の連携のことですけれども、学校図書館は、一つは図書そのものの充実、それから二つ目は、教育課程展開への寄与、三つ目に、子供たちの健全な教養の育成というようなものが一つの使命としてあるわけです。市民図書館にもやはり市民図書館の持つ機能、

役割というのがあるわけですから、そのあたりの連携をさらに密にして、先ほど次長が申し上げましたようなことで推進を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

スロータウン構想という提言をいただきましたが、私も全く同感でございます。ただいまの御提言を聞きながら、ちょっと感じたことを申し上げますと、人の人生に置きかえて考えてみますと、自分という人間が今現在この世に存在をしているわけでありますが、他人のあの人があがんよか、分限者で、そして美男子でよかにゃと、あるいはあの人があがんよかとこぼ持とっんしゃっとか、人のことばかり気にして送るような人生、これは貧しい人生だと思うんですね。そうなりますと、じゃあ自分という人間はどこにどう存在しているかという話になります。やはり日々健康で心豊かな生活を送る。そして家族の輪、こういうものを保ちながら、自分が今現在、与えられたといえますか、神様から与えられた条件のもとで、どういうふうに充実した日々、人生を送っていくか。これが大事なことだと思うんです。このことは、そのまままちづくりにも置きかえることができるんじゃないかと思えます。私がかねがね申し上げます、その町、その村は、歴史も違います、文化も違います、あるいは交通体系も違います、人となりも違います。だから、ほかの町でこうだからといって、この鹿島市で通用するとも限りませんし、私たちはじっと腰を据えて、そして鹿島らしさをどう生かしながら、このまちづくりやっていくかというのが大切なことでありまして、いわゆるスロータウン構想、第4次総合計画もスロータウン構想と軌を一にした思想で貫いてみると、私はこういうふうに思っておりますので、具体的な施策については、いろいろ議員からも、また御提言等いただきながら、この鹿島市のまちづくりに生かしていきたいと、こういうふうに思っているところであります。

○議長（中島邦保君）

以上で4番議員の質問を終わります。

次に、1番水頭喜弘君。

○1番（水頭喜弘君）

1番水頭喜弘でございます。通告に従って質問をさせていただきます。3点にわたって質問をいたします。

まず第1、教育問題の中の学校週5日制スタートより1年。2点目が、学校施設の耐震化について。3点目が、オストメイト対応トイレについて。この3点について質問をいたします。

まず第1に、学校週5日制スタートより1年。20世紀の教育は、富国強兵や経済発展など、

国家が掲げる目標達成のための手段として機能してきました。こうした教育を主眼視する考え方が、今日のさまざまな教育の問題を生じてきました。教育の目的は、本来、人格の完成にあります。未来の宝である子供たちのために、21世紀の社会は、社会全体が教育を支える社会、国家の目標が教育にあるといった社会でなければなりません。国家や社会のための教育があるのではなく、むしろ教育のために国家や社会があるという発想の転換が必要だと思います。

このような観点から、学校を初め、家庭や地域の教育力を再生するとともに、子供たちが地域の人との交流や自然との触れ合いの中で、人間性を養える教育が必要ではないでしょうか。

さて、昨年4月に学校週5日制がスタートして1年が経過しようとしています。ゆとりある教育の実現を目指し、全国各地で創意と工夫をこらした受け皿づくりが進んでいます。その一方で、学力低下の懸念から、休みとなった土曜日を利用した補習学習の実施が活発化している現実も見られます。子供たちの自由な時間をふやし、さまざまな体験や活動を通じ、自立した人格の育成を図ることを本来の目的とした学校週5日制ですが、1年が過ぎようとしている現在、当市における現状はどうか、お尋ねいたします。

次に、学校耐震性について。

子供たちの安全を守るために、文部科学省が昨年7月末にまとめた全国公立小・中学校施設の耐震改修調査結果によると、建築基準法が強化された1981年以降に建築された約8万8,000棟のうち、約7割が耐震診断を実施しておらず、実施した施設のうち4分の3が耐震性なしと判断され、うち約6割が未改修のままであることがわかりました。公立小・中学校施設の耐震化の現状について述べてみますと、公立小・中学校施設の耐震改修状況調査は、2階建て以上で、延べ床面積200平方メートル超の非木造の公立小・中学校校舎と体育館約13万3,000棟を対象に実施されました。このうち66%に当たる約8万8,000棟が、建築基準法の耐震基準が強化された1980年以前に建てられました。このうち7割に当たる約6万棟は耐震診断を実施していなかった。また耐震診断を行った2万7,000棟のうち、耐震性に問題ありと判定されたのは7割強に上った。このうち、未改修のままが6割に当たる約1万2,000棟もありました。新しい建築基準の施行後、82年以降に建てられた施設は、耐震化が図られているが、全体の4割にも満たない。新建築基準に基づいて建築された建物と、既に耐震性が確認されたり改修が済んだ耐震性のある建物は約7万6,000棟で、全体の57%と推定されます。残る43%は耐震性に問題があることとなります。改修の必要がある建物の全体像を把握し、耐震化を着実に進めるためには、未実施のすべての施設でできるだけ早い時期に耐震診断を実施すべきであります。

そこで、文部科学省は、3年間ですべての診断を終える計画を、昨年、都道府県教育委員会に提出されましたが、当市での計画はどのようになっているのか、また現在、どのように

進んでいるのか、お尋ねいたします。

3点目に移りたいと思います。オストメイト対応トイレについて。

オストメイトとは、大腸、小腸、直腸、膀胱等の悪性腫瘍疾患等のため、延命手段として外科学的に疾患部の全部または一部の切除、摘出手術を受け、腹部に排せつのためのストーマを設けた人工肛門、膀胱装着者の方々を言います。現在、全国で約20万人の人たちが社会復帰をし、頑張っておられますが、外見から判断しにくい障害であるため、一般に理解しにくいこともあり、おしなべてオストメイトのための福祉設備はおくれています。オストメイトは、外見からわからない障害者、車いす用トイレに入っても、5分や10分では済まされず、外に車いすの人が待っていて、気まずい思いをすることもあると、オストメイトが抱える深刻な悩みもあります。

平成12年11月に、交通バリアフリー法が制定され、その具体的な実施の中で、ガイドラインの見直しが行われました。従来、オストメイトは身体障害者でありながら、ガイドラインの対象外でしたが、新ガイドラインの対象者となりました。これに伴い、JRでは全国の駅2,000カ所を目標に、オストメイト対応トイレの設置を決め、着手しています。ノーマライゼーションの実現には、障害者自身の自立と社会復帰への意欲、そして障害者を支える思いやりのある心と生活環境の整備が不可欠であります。人知れず苦労しながら社会復帰に励んでいるオストメイトの方々のために、安心の社会の実現を図るため、市の公共施設に設置してある多目的トイレにオストメイト対応のトイレが併設できないか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中島邦保君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

学校週5日制スタートより1年経過するというところで、昨年4月から毎週土曜日が休みになるという完全学校週5日制がスタートしたわけですが、これほどまでに家庭とか地域の教育力が求められる変革があったらと思うぐらい、大きな変化だったというふうに思っております。

御承知のとおり、学校週5日制は、平成4年度から段階的に試行されてきておりまして、約10年を経過しているわけですので、幾らかはなじみがあったわけです。とはいえ、やはりメリット、デメリットというのはいつの場合にもこれは存在するわけでありまして、まさにさまざまな模索、提言がなされての今日であるというふうに総括的にはとらえております。子供たちとか、あるいは保護者の反応等におきましては、12月議会でも申しましたように、やはり双方に多少のずれといいますか、違いがあることは事実であります。この制度のもとで、もう決まっているわけですから、どうしようか、いわゆる創意工夫ですね。あるいはそれぞれの生活リズム等について、さまざまな努力がなされているという実態であるというふ

うに思っております。教育委員会の方でも、さまざまな取り組みをしているわけですが、これは後ほど課長の方から紹介をしたいと思います。私は何といたしても、学校に行かない日に自分の子供を、そして家庭での過ごし方をどうするかということ、今まではそうまでなかったかもしれませんが、そのことについて改めて目を向ける機会になった。自分たちの大人の生活のパターンをどうしようかというのが、やはり子供を中心に据えると、そのようなどころまで発生をするわけでありますから、そのことについて真剣に考え、あるいは見直す機会になったという経緯が大きな意義であったというふうに私は思います。

いずれにいたしましても、今後のあり方として、学校だけではなくて、まさに家庭や地域と相互に連携してというのがねらいでありますので、あくまでも主役は子供たちですので、その実施初年度の意気込み、あるいは試行錯誤、こういったものが将来にわたって、よりよき方向に定着をするように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

中橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（中橋孝司郎君）

それでは、水頭議員の学校週5日制スタートより1年ということで、先ほど教育長の方から説明をいたしました。具体的にじゃあ市として、生涯学習課としてどのような取り組みをやってきたかということについて、若干述べていきたいと思っております。

先ほど教育長も申されましたように、基本的には受け皿を全部こちらでつくるという形じゃなくて、やはりここで親を含め、また地域を含めて考えていただく機会をつくる。それにあわせて、うちの方が市としてどう取り組んでいくかということを中心に置いてまいりました。

それで改めてこのことについて事業を始めた分について申しますと、まず、各地区の公民館、鹿島公民館はエイブルがございまして、鹿島公民館を除く5館について、土曜日の午前中を開放いたしました。これには管理の人を置きながら、体育館が併設になっているところは体育館も含めてあけてまいりました。これは統計的には全体でここ1月まで大体1,000名程度の利用者が出てきている。これも各館によりますけれども、やはり体育館がついている公民館、例えば古枝公民館、それから北鹿島の場合は体育館の方をあけましたので北鹿島体育館、ああいう部分で公民館が併設している部分はやはり利用者が多かったという感じもします。それから、今回初めてヒカルの碁の囲碁の教室を開催いたしました。これは鹿島の玄々社の方々の御協力を得ながら、月に2回土曜日を設定いたしまして、最初定員40名ということで開きましたが、申し込みが多くて、最初60名でスタートをいたしました。それから、あとわんぱくスクールというのを、これは年10回、7月から3月の第2土曜日ということで、これはいろいろ事業を組みながら市内各所で開催をしてきております。

それから、先ほど申しましたように、改めて開いた事業じゃなくて、従来からあった、そ

ういう受け皿になるような事業ということで申し上げますと、まず委員リーダー研修というのが、これは各部落の部落長さん、副部落長さんを対象に研修会を行っています。これは6月1日の土曜日ということで、1日から2日、波戸岬の方でやっています。それから鹿島市のムツゴロウ探検隊、御存じのとおり、これも事前研修を踏まえまして、土曜日にずっと開催をしてきてもらいました。それから、もう一つ、親子のアニメ映画祭、これは夜間でしたけれども、古枝体育館の方で開催をし、350名程度の子供たちが集まっています。

それから、スポーツの方で申しますと、ことしのクロカンフェスタ in 鹿島というのは、従来2日間に分けてやっていたんですが、今回、土曜日、小学生、中学生を対象に開催をいたしています。

それから、各地区の公民館もそれぞれ取り組みを行っています、この公民館の活動は、今回が初めてやった部分じゃなくて、従来の部分を土曜日にシフトさせて開催をしたところもございます。特に鹿島公民館あたりは、長期休暇の間にビデオシアターというのを現在開催をしています。それから能古見公民館は、今回初めてこれにあわせてのごみっ子楽習館ということで、これは家族ともに20家族、5月から12月、それぞれのメニューを組みながら開催をしてきています。それから古枝公民館では、子どもホタル教室、これは6月22日に開催をいたしています。それから浜公民館の方では、ウィンタースポーツ大会を1月15日開催をいたしています。それから北鹿島では、しめ縄ともちつき大会というふうなことで開催がされています。それから七浦公民館は、親子の共同料理教室、これは親子の触れ合いを含めた郷土の料理、先ほどの話じゃないですけども、そういうふうな郷土料理を子供たちに伝えるということで開催がされています。それからもう一つ、エイブルは、特に子供たちの受け入れ先ということで今現在なっていますので、このエイブルの特にパソコンの利用者というのが多く出ています。それで、その分を申し上げますと、土曜日曜の利用者で、小学生以上、これは機器の限定もありますけれども、大体1回、土日の平均が、小学生で20名以上ぐらいということで、夏休みになりますと、60名ぐらいを今対象になっています。あれが今実際、1時間ということで期限を切って、5台を今回しています。そういうことで限定もありますけれども、そういう状況でございます。

それからもう一つ、図書館の方では、これは昨年4月からことしの1月までの利用状況なんですが、小学生が1万2,803人、それから中学生が5,785人ということで、現在利用をされています。

このように、さまざまな部分で、特に先ほど申しました部分は、地区公民館までの部分でしたけれども、各部落の公民館、地区の子どもクラブ、そういう部分で活動も行っていただいておりますので、今後、15年度は2年目に入ります。そういう部分で、ぜひ地区との協力をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

1 番水頭議員の御質問にお答えします。学校施設の耐震化についてお答えします。

平成12年11月に策定いたしました鹿島市小・中学校校舎大規模改造改築計画におきまして、基本的な考え方は、校舎は児童・生徒の生活の場であり、建物の安全性の確保については、万全を図ることはもちろんであります。災害時の地域防災の拠点となるために、安全性は十分に確保に努めなければならないといたしております。これまで昭和45年以前建築の校舎につきましては、既に大規模改修や大規模改築工事を実施いたしております。平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行されましたが、昭和46年から昭和56年以前の建築の校舎につきましては、耐震診断を実施後、必要に応じて耐震補強を念頭に置いた大規模改造工事を施工いたします。施工につきましては、震度7相当の地震に耐え得る補強工事となります。昭和57年以降建築の校舎等につきましては、建築後25年経過した時点で、必要に改修することになります。耐震工事を既に施工した校舎は、浜小学校と東部中学校校舎の管理棟でございます。また、今後予定をいたしておりますのが、七浦小学校が平成15年から16年度、能古見小学校を平成17年、18年度に予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

1 番議員の御質問の中で、公共施設でのオストメイト対応トイレについてということですが、今担当部署が多岐にわたりますので、私の方からまとめてお答えをいたします。

オストメイト対応トイレの必要性につきましては、先ほど1 番議員仰せのとおりですので、改めての説明は省略いたしますけれども、この既設の建物については、今日の財政事情あるいは建物の構造、それから配置スペース等の問題から、現状ではなかなか困難であります。基本的には今後新設します建物については、当然、障害者に配慮した設備の整備は当然のことだと認識をいたしておりますし、現に生涯学習センターにおきましては、1カ所ではございますけれども、このオストメイト対応トイレを設置いたしているところでございます。

○議長（中島邦保君）

1 番水頭喜弘君。

○1 番（水頭喜弘君）

2 回目の質問をさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

1 番目の学校週5日制ですけれども、今、教育長の方からいろいろ答弁をいただき、ありがとうございました。また、いろいろるる答弁をいただきましたけれども、その中で、受け

皿としてスポーツまたアニメ、それから料理等、そういうのをいろいろと1年間やってこられたという経過を報告していただき、また今後ともよろしく願いしておきます。

この週5日制は、今教育長の方から言われたとおり、1992年の9月から、月1回ペースで導入されて、95年4月からは月2回に拡充、また昨年4月からは完全実施に移されていたわけでございますけれども、土曜日を休みにした分、学校にかわる受け皿をとの保護者らの強い要請を受けて、全国各自治体では、子供の居場所づくりに全力を掲げ、地域と密接に連携した事業が展開されています。教育長はゆとりの中で特色のある教育をと常々申されていますが、そこで私は今まで質問してきたこと、何点か述べてみたいと思います。

その一つが、文化芸術の振興です。21世紀のあるべき日本の姿は、文化芸術立国でなければならないと。文化芸術は一人一人の創造性を開き、多様性を尊重する社会を形成するとともに、人への尊敬と愛情の心を抱かせ、青少年を健全にはぐくむ力があります。このような観点から、文化芸術振興基本法が成立しました。昨年、まちづくり特別委員会で、山口県長門市の「ルネッサながと」へ視察に行かせていただきました。長門市仙崎は、詩人金子みすゞで有名なところでもあります。ここに平成11年、長門市・三隅町・日置町及び油谷町の1市3町で構成する長門地区広域行政圏の住民一人一人が文化を享受し、文化をはぐくみ、文化をつくり出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と新たな地域文化活動の振興を図り、真に豊かさを実感できる地域社会、豊かさで潤いのあるふるさと長門の形成と進展に寄与することを設立目的とする「ルネッサながと」がオープンしました。文化事業として、歌舞伎、文楽、狂言等の伝統芸能の公演とともに、音楽、演劇、ミュージカル、映画鑑賞会等が実施されているようです。子供たちにも見に来やすいような配慮もなされ、イベントまたは狂言教室も開かれて、大いに子供たちも文化に触れる機会を提供されているようです。

子供たちに一流の芸術を身に触れさせる機会も必要ではないでしょうか。幸いにして、当市にはすばらしい建物、エイブルがあります。規模的にはこのようになくても、大いに活用されてはいかがでしょうか。

学校週5日制を契機に、さまざまな社会体験を通し、地域ぐるみで子供たちを育成する取り組みが広がり始めています。また私は、これまで子供たちが読書に親しむための環境づくりをお願いしてまいりました。子供読書運動を推進するため、学校図書館における蔵書の拡充、施設整備や情報化の推進、司書教諭配置を推進するとともに、学校における朝の読書運動、また乳幼児健診の際に、母子に絵本をプレゼントするブックスタート事業など、子供たちが読書に親しむための環境整備をお願いしてまいりましたが、その後どのように取り組まれているのでしょうか。何か一步でも進んでいるのであれば、お聞かせください。

次に、学校の耐震性についてですけれども、浜小、東部中の完了と、それから、七浦小が平成15年から16年ですか、それから、能古見小学校が平成17年から18年予定ということでお聞

きました。これは簡単な診断の費用というたら、1カ所当たり100千円程度で済みますが、耐震性に問題があると判明した場合、改修や補強にも数百万円かかることもあり、ついつい後回しにされるのが実態のようです。公共施設全体の計画のうち、必ずしも学校施設が優先とはならないとの声もあります。しかし、学校施設は児童・生徒たちの大切な学びの場であるだけでなく、生涯学習などの地域拠点でもあり、非常災害時には、各地域の避難場所になる地域コミュニティーのかなめでもあります。

また、学校施設について関連ですけど、昨年9月議会で質問いたしました明倫小学校のトップライトの件でございますけど、その後何か対策はとられたのでしょうか。再度お尋ねいたします。

最後に、オストメイト対応について、いろいろ答弁いただきましたけども、実際これはエイブルの話が今出てきました。エイブルにも設置されています。これは今、部長は大変これからの新しい施設に対しては何か考える余地もあるというようなあれだったですけれども、現在のトイレの中で、少しぐらいのコーナーを設けて、そこの中でちょっとした流し場とか、それから洗い場をつくれれば、ちょっとしたスペースでできますので、改めてそれをスペースをとるとするのは、例えば、車いすの方でも方向転換のできる範囲の角のスペースがあれば十分できることでございますので、その点をお願いしておきます。

昨日、北原議員が質問された中で、人工肛門の指導に3年かかったというお話をされましたが、このオストメイトの最も深刻な悩みは、排せつ時のトラブルで、ストーマ用装具から排せつ物が漏れた場合に、腹部や衣服が汚れ、臭気を発散し、周囲に迷惑をかけることが間々あるということです。ガイドラインの中には、出入り口にオストメイト使用に十分できるという表示をすべきであるということ、またパウチ等の水洗設備を設けること、手荷物等のかける棚があること、荷物をかけることのできるフック、ペーパーホルダーは片手で紙が切れるものが好ましいことなど、実に細かい対応をすることが望ましいというようなガイドラインになっております。

当市の多目的トイレの場合には、あと欠けているのが、今言ったとおり、トイレのドアにオストメイト使用の多目的な表示がなっていないということ。また、パウチを洗浄するところがない。また、できれば腹部のぬぐうお湯が出たらなど、温水整備がないということですけど、どうでしょうか。昨日もエイブルに行って見てはきました。あと衣類をかけるフックがない。こういう点がちょっと欠けているのではないかと思うんですけど、せっかくつくられて、こういうものをちょっとしていただければ、できるんじゃないかと思います。一番問題なのは温水じゃないかと思いますが、温水をどうやって出すかということですね。だから、その辺も十分に検討していただき、なるべく早急にしていただければと思いますが。また、男女共用機能トイレのマーク、これはちゃんとできていると思いますが、そういうことで、またその下に車いす、障害者の方のトイレのオストメイトの方、また乳幼児さんも使え

ますという表示をしてありますけれども、そういうシールを張っていただいて、そうしていただければ幸いではないかと思えます。当市にも観光トイレ、またガタリンピックへ数百万の方が見えます。そういう中で、多分こういうことで悩まれている方もおられるし、こういう今言った問題点もあるんじゃないかと思えます。そういうことで、ぜひ検討していただき、せっかくまたエイブルの方にもできていますので、その点をちょっと配慮していただいたら、機能も果たせますし、そういうことで、この新しいガイドラインもできています。そういう中で、ぜひこれをしていただければ幸いではないかと思いましたので、今回このオストメイトに対しては質問をさせていただきました。

そういうことで、答弁をいただき次第では3回目も立ちたいと思えますけれども、以上でこの2回目の質問を終わります。

○議長（中島邦保君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

芸術文化あるいは図書館教育の充実といいますか、これは大きなテーマが学校週5日制ということでの問いですね。例えば、エイブルとか市民図書館の事業あるいは利用等につきまして、必ず学校には抜かりなく啓発をしていくというようなことをやっております。

それから、子供たち、あるいは学校の教職員の求めにできるだけ対応できるように、文化あるいは芸術面については、エイブルのホール等での催し等についても対応しているところであります。

それから、あわせて図書館の方ですけれども、学校での読書運動等につきましては、山口議員のときにも申しましたように、朝の読書とか、読書週間というのは従来からやっているわけですが、エイブル等へ足を運ばせるような啓発の仕方、あるいはニーズの高い蔵書の充実をいかにさせるか、こういったものに特に配慮をしているところであります。ただ、いろいろと手をかえ品をかえ何かをやるというよりも、やはり全校のものをさらに拡充を図るのは、やっぱり基本に据えるべきではないかというふうに私は考えております。

そういった意味で、一つの取り組みとしては、これは人的なてこ入れですけれども、先ほど申しました司書教諭の配置ですね。これは15年の4月からなんです、鹿島市は昨年7月から前倒しで既にそういうふうな姿勢を見せているということですか、要するに実務的な企画や助言をしていく役割としての司書教諭の配置でありますので、この制度の趣旨が十分生かされるように私どもとしては指導の強化を図りながら、先ほどおっしゃるような趣旨に添えるようにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中島邦保君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

明倫小トップライトの改修につきましてお答えいたします。

9月議会、その後の経過を申し上げますと、11月上旬に明倫小の屋根に上りまして、トップライトの点検をいたしたところでございます。その際に、トップライトのアルミ枠と屋根の継ぎ目にコーキングが施工してありますが、そのコーキングが劣化しておりまして、コーキングの補修が新たに必要という状況を生じてまいりました。明倫小学校は建築後13年たっておりますけど、その継ぎ目にコーキングがしてありますが、そのコーキングが傷んでおるとい状況であります。日よけ対策といたしまして、本年度パソコン室に電動ぶた、これは移動式ブラインドを設置いたしましたけど、その費用が1教室 800千円程度かかっております。明倫小にはトップライトのある教室は、全部で10教室あります。同様の工事で施工いたしますと 8,000千円、コーキングの補修で約 1,500千円程度見込んでおりまして、合計 10,000千円程度の経費が新たに必要となります。こういう状況でありますので、日よけ対策の方法は、直射日光を避けるためにトップライト部分に樹脂による吹きつけ、もしくは遮光フィルムを張るのか、そのほか考えられる工法はないのか、今も検討中でありまして、費用の面とあわせまして、もう少し時間をいただき、更新決定後は実施計画によりまして改修したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

中橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（中橋孝司郎君）

先ほどの文化芸術の振興、これは週5日制に絡みまして、子供たちへのということでございますけれども、一つは、今エイブルの方では、ことしも自主文化事業を10回以上取り組みました。それぞれのジャンルで組み合わせながら行ってまいりました。それで、子供たちに直接見せるということもございますけれども、まず親がそういう部分に興味をまず持つていただく。こういうのも一つのPRの方法じゃないかというふうにも思います。

それから、あと文化祭あたりも皆さんたちが一生懸命あそこを使って頑張ってくださいましたし、先日、2月9日から16日にかけてエイブル祭を開催いたしました。これはいろいろな芸術、文化といいますか、そういう部分を習い始めの皆さんたち、こういう人たちがちょっと発表する場をつくろうということで始めましたけれども、これも多くの人たちが出演をしていただきました。また出店をしていただき、観客の皆様たちも多く来ていただきました。この中で一つ、特に高校生のバンドの演奏をホールでさせました。そしたら、この子供たちが「ここでしてよかとやろうかな」というふうなことを言っていましたけれども、なかなかああいうホールで初めてしたということで頑張っておりましたが、その辺がPR不足でなかなか集まっていませんでしたけれども、そういうあそこを使う機会をまずつくっていく

ということも一つの方法だろうというふうに思っております。そういう意味では、直接子供たちがエイブルに足を運べる機会ができるような形で、今後も取り組んでいきたいと思いません。

○議長（中島邦保君）

出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

先ほどお答えしました生涯学習センターに設置している対応トイレについても、まだまだ配慮不足の点があるというような御指摘をいただきましたけれども、このことにつきましては、可能なものについては担当課と協議をしながら検討させたいというふうに思います。

ただ、既設の障害者トイレにつきましては、スペースの問題を一つ言いましたけれども、これは日本オストミー協会が示しております一つの基準といたしますか、それがありますけれども、その中で4平米タイプ、5平米タイプというのがあります。今の障害者用のトイレのスペースがそれだけあるのかということもありますし、例えば、先ほど言われますように、温水器とか、あるいは新たに洗面器をつければいかにという場合の排水口が取れるのかというようなこともありますし、それから、先ほどは車いす障害者の方の回転スペースがあればよいということを言われましたけれども、果たしてそれだけでいいのか。車いすの方の行動範囲の分のスペースは当然とおかばいかにということもありますから、なかなか難しい面があるかと思えますし、いずれにしましても、限られたスペースの中で技術的に可能かどうかという検討はしてみる必要があろうかと思えます。

○議長（中島邦保君）

1 番水頭喜弘君。

○1 番（水頭喜弘君）

3回目をいたしたいと思えます。

今、オストメイトに対しては検討するというので、いろいろ交通バリアフリー、いずれにしても、もうこれはガイドラインが発表されていますので、ぜひこの点、またよろしくお願ひしておきます。

それから、明倫小のトップライトの件ですけれど、わかります。これはコーキングに1,500千円ですね。これはもちろん退化して、やっぱりいろいろ築年数がたっていることはわかります。このトップライトで遮光フィルムとか寒冷遮は、これはもうこの前の議会で言って、どのようにしたらいいか、じゃあちょっと考えてみますということを言われたし、また同じ遮光フィルムかどうかで、また同じことを言っておられるわけですね。そのフィルムを張るにしても、わずかな今言われた10教室あるから 8,000千円だと。あくまでもこれは完璧にされた場合のことですし、ただ、よかったらあそこは、この前も言われた、冬場には本当に逆にいい暖をとり、いいものであります。逆に今度は夏場になったら、結局、厳しい

面があるということで、生徒さんの方がいろいろとあっち行ったりこっち行ったりして直射日光からとにかく避けられるということで、親御さんあたりからも大分何回でもあっています。そういうことですね。このどれにするかというのは、もう決められて、予算をどうしようかねということを言われている答弁を期待していたんですけども、何かまだ遮光フィルムにするかなんかということを言われていますので、前回と余り変わらない答弁ですので、もう一回、本当に必要性は十分に僕はあると理解して、ここで再度立っていますので、ぜひこの点はよろしく願いしておきます。

それから、もう一点ですけれども、よければ最初の1回目の質問の中で僕が申し上げましたブックスタートの件ですけれども、これも昨年の何月議会やったですか、取り上げて大分なるですけれども、今どのように実施されているのか、まだ全然その点はできていないのか。その点はよかったら、どのような形で今されていると。例えば、親御さんあたりに何か絵本をプレゼントしているとかなんとか、こういうものがありますよということを僕は持ってきて、ひな形も持ってきました。それで見られていると思います。それでどうされたのか、まだ全然それから進んでいないのか、どうなのか。諫早市が取り組んでいるということも去年言いました。それで調べて、僕はこういうものですよというのを持ってまいりました。そういうことで、ぜひよかったらその点も御答弁いただきたいと思うんですけども、よろしかったらですね。

これで私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中島邦保君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

それでは私の方から、トップライトの問題ですね。確かに9月議会でこのトップライトの特色とか効用、このことについて触れながら、そして建築基準法上では、やはり火災等の際の排煙機能、これを兼ねておりますから、なかなか難しい面があるということも御理解いただいていると思います。私も以前から何回となく現場を確認して、いわゆる暑いとき、特に日差しが強いとき、これが問題という御指摘だと思います。そこで、年間およそ6月から9月ぐらいまでが一番暑いと想定した場合、夏休み、土曜日曜が合い中に挟まりますから、要するに学校に子供たちが出る日、これが約55日なんです。だから、55日という実働日数を考慮して、どのように対応していくかということも、やはり経費等の絡みもありまして、何とか実施計画にのせられないかという検討をしたところであります。先ほど次長からありましたように、新たに雨漏りという対策が出てきたわけです。これがどうしても余儀なくされたので、やはり予算的にも相当額になるということで、やっぱりもう一度トータル的な見直しの必要性というのが迫られる状況にあるということも申し上げておきたいというふうに思います。さらに、市内の小・中学校は、特にハード面では、緊急度の高い課題というのは、

まさに順番待ちの状態なんですね。だから、そういう中で方向性を見出していくということで御答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

オストメイト対応トイレについて、ちょっと補足をしますと、これ実はこの言葉知りませんで、毎回新しい言葉、施策を聞かせていただきまして、勉強になっております。今回、一般質問通告書を早速水頭議員のところを見て、今回どういうことを提案なさるかなと思って興味持って見まして、まず、初め私はオストメイト対応トイレは、オストメスト対応トイレと見まして、全部オストメスト対応にトイレはなっておるたいなと思っておりまして、よく見ますと、オストメイト対応トイレということで、これは早速担当課長に聞きまして、これはどがんとば言うとはですかと。実は正直言うて私も勉強不足で初めわかりませんでした。確かに課長の話を聞き、また今議員の御説明を聞いておりますと、そういう障害をお持ちの方にとっては非常に大変なんだなということを改めて理解をさせていただきました。また、私の友人にもこういう障害を持っておられる友人がおりますが、なかなかやっぱりこういうことは口に出して人には言いにくいわけですね。そういう意味で、非常にためになりました。

結局、今のエイブルには1カ所あるということではありますが、例えば、障害者対応の施設というのは、今の市民会館あるいは福祉会館なんか見ますと、もとはエレベーターもなかった。福祉会館はとってつけたようにつけたわけですけどね。自動ドアもなかった、スロープさえなかった。こういう時代の、こういう思想のもとで建てられた施設がいっぱいあるわけですね。今回エイブルは最新式の思想で、そういう障害者等にも対応した施設づくりをしているわけではありますが、じゃあそうかといって、すぐ市で今運営を仮にしている施設を全部エイブル並みにできるかということは、なかなかこれは大変ですので、私自身も早速現場の生涯学習センターのところに行きまして、現場のトイレを見て、そして新しいガイドラインがありますということですので、それと突合をして、現場感覚でもってまず見させていただいて、そして今後役に立てていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（中島邦保君）

以上で1番議員の質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時42分 散会